

【資料1】

最近の鳥インフルエンザを めぐる情勢について

令和元年12月
消費・安全局動物衛生課

家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、2010年に宮崎県で発生したが、2011年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- CSFは、2018年9月に岐阜県で26年ぶりに発生して以降、50例の発生を確認（12月4日現在）。
- 高病原性鳥インフルエンザは、直近では、2018年1月に香川県で発生したが、2018年4月15日付けでOIEの定める高病原性鳥インフルエンザの清浄国に復帰。
- 牛の結核病やブルセラ病は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、2001年9月以降、36例の発生が確認されたが、2013年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

（単位：戸数） 注2

| 年（西暦） | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 口蹄疫 | 0 | 0 | 0 | 0 | 292 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ブルセラ病(牛) | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 結核病(牛) | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ヨーネ病(牛) | 606 | 441 | 278 | 313 | 235 | 331 | 211 | 293 | 326 | 327 | 315 | 374 | 321 |
| 牛海綿状脳症(BSE) | 10 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| スクレイピー(羊) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 馬伝染性貧血 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| CSF | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 23 | 0 | 0 | 4 | 2 | 7 | 5 | 1 |
| 低病原性鳥インフルエンザ | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

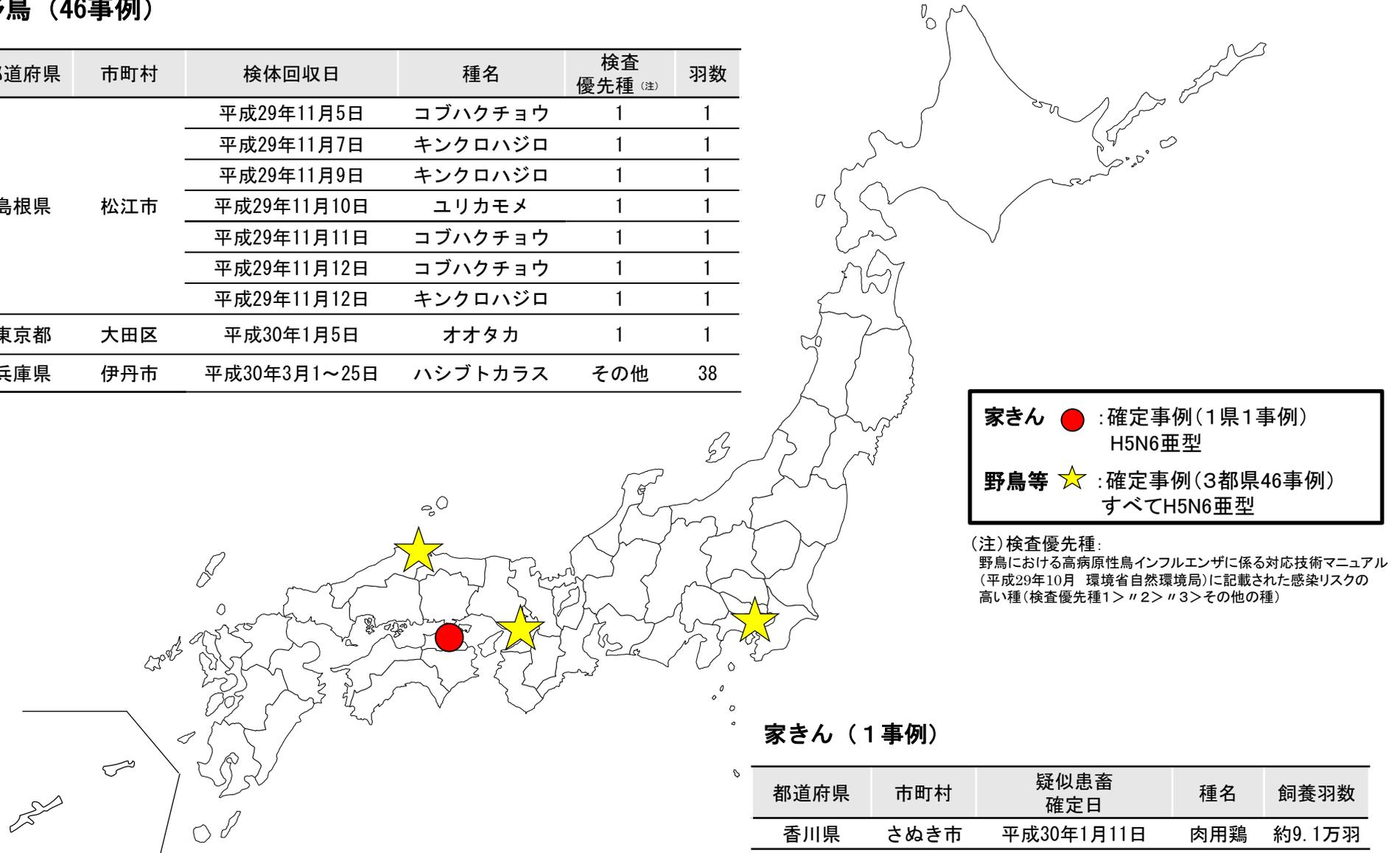
注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出戸数（ただし、口蹄疫、CSF、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜を含む）。

注2：データは2018年12月までの集計結果。

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(平成29年11月以降)

野鳥 (46事例)

| 都道府県 | 市町村 | 検体回収日 | 種名 | 検査優先種 ^(注) | 羽数 |
|------|-----|--------------|---------|----------------------|----|
| 島根県 | 松江市 | 平成29年11月5日 | コブハクチョウ | 1 | 1 |
| | | 平成29年11月7日 | キンクロハジロ | 1 | 1 |
| | | 平成29年11月9日 | キンクロハジロ | 1 | 1 |
| | | 平成29年11月10日 | ユリカモメ | 1 | 1 |
| | | 平成29年11月11日 | コブハクチョウ | 1 | 1 |
| | | 平成29年11月12日 | コブハクチョウ | 1 | 1 |
| | | 平成29年11月12日 | キンクロハジロ | 1 | 1 |
| 東京都 | 大田区 | 平成30年1月5日 | オオタカ | 1 | 1 |
| 兵庫県 | 伊丹市 | 平成30年3月1~25日 | ハシブトカラス | その他 | 38 |



家きん ● : 確定事例(1県1事例)
H5N6亜型

野鳥等 ★ : 確定事例(3都県46事例)
すべてH5N6亜型

(注)検査優先種:
野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
(平成29年10月 環境省自然環境局)に記載された感染リスクの
高い種(検査優先種1> 2> 3>その他の種)

家きん (1事例)

| 都道府県 | 市町村 | 疑似患者 確定日 | 種名 | 飼養羽数 |
|------|------|-------------|-----|--------|
| 香川県 | さぬき市 | 平成30年1月11日 | 肉用鶏 | 約9.1万羽 |

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザの検査結果

(令和元年12月13日時点)

野鳥の糞便

愛媛県(1事例)、島根県(1事例)、栃木県(1事例)、奈良県(1事例)

| 都道府県 | 市町村 | 検体回収日 | 種名 | 病原性 | 亜型 |
|------|-------|------------|------------|------|------|
| 愛媛県 | 西条市 | 令和元年11月19日 | カモ類 | LPAI | H7N7 |
| 島根県 | 安来市 | 令和元年11月22日 | ハクチョウ類 | LPAI | H5N2 |
| 栃木県 | 太田原市 | 令和元年11月25日 | カルガモ、オナガカモ | LPAI | H5N3 |
| 奈良県 | 大和郡山市 | 令和元年11月28日 | カモ類 | LPAI | H5N3 |

野鳥等 ★ : 確定事例(4県4事例)

過去の鳥インフルエンザ発生事例まとめ

<平成15年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1~3月 山口県(1農場 約3万羽)
大分県(1農場 14羽)
京都府(2農場 約24万羽)

- ・我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
- ・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定

- ・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- ・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- ・緊急ワクチンの備蓄

<平成18年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1~2月 宮崎県(2農場 約7万羽)
岡山県(1農場 約1万羽)
宮崎県(1農場 約9万羽)

※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除

- ・平成20年2月防疫指針変更(食鳥処理場等の例外措置等)
- ・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知

<平成22年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

11~3月 全9県(24農場 約183万羽)
※発生状況、対応の詳細については次頁参照

<平成17年度の発生> H5N2亜型(低病原性)

6~1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成18年4月までに殺処分を終了
- ・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- ・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

<平成20年度の発生> H7N6亜型(低病原性)

2~3月 愛知県(7農場(うずら) 約160万羽)

- ※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除
- ・全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
- ・家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加

<平成26年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

4月 熊本県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約5万羽も同様の措置)

12~1月 宮崎県(2農場 約5万羽)

山口県(1農場 約3万羽)

岡山県(1農場 約20万羽)

佐賀県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約3万羽も同様の措置)

※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除

- ・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成28年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

11~3月 青森県(2農場 約2.3万羽)

新潟県(2農場 約55万羽)

北海道(1農場 約28万羽)

宮崎県(2農場 約28万羽)

熊本県(1農場 約9.2万羽)

岐阜県(1農場 約8.1万羽)

佐賀県(1農場 約7.1万羽)

宮城県(1農場 約22万羽)

千葉県(1農場 約6.2万羽)

平成29年4月18日までに、
すべての移動制限解除

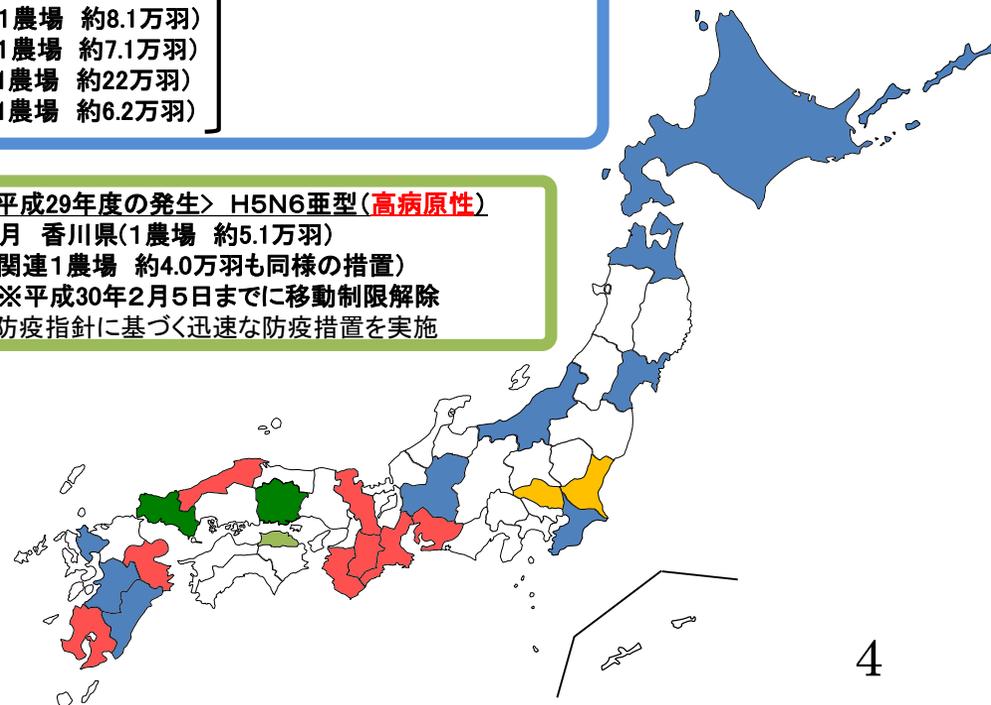
<平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

1月 香川県(1農場 約5.1万羽)

(関連1農場 約4.0万羽も同様の措置)

※平成30年2月5日までに移動制限解除

- ・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施



鳥インフルエンザ発生までのメカニズム

高病原性鳥インフルエンザは、平時には我が国には存在しない疾病であり、主として渡り鳥を介して海外からウイルスが持ち込まれ、小型の野生動物等に媒介され、ウイルスが家きん舎に侵入し、発生すると考えられている。

海外からの侵入要因

◎ 渡り鳥を介した侵入 → 感染野鳥が我が国に飛来してくることによる侵入リスク

渡り鳥が北方から我が国に飛来してくる冬期（10月～翌5月頃）にリスクが高い！

△ 人・物を介した侵入 → 畜産物や生きた家きんの輸入、旅行客・海外研修生などの我が国への入国によりウイルスが侵入するリスク

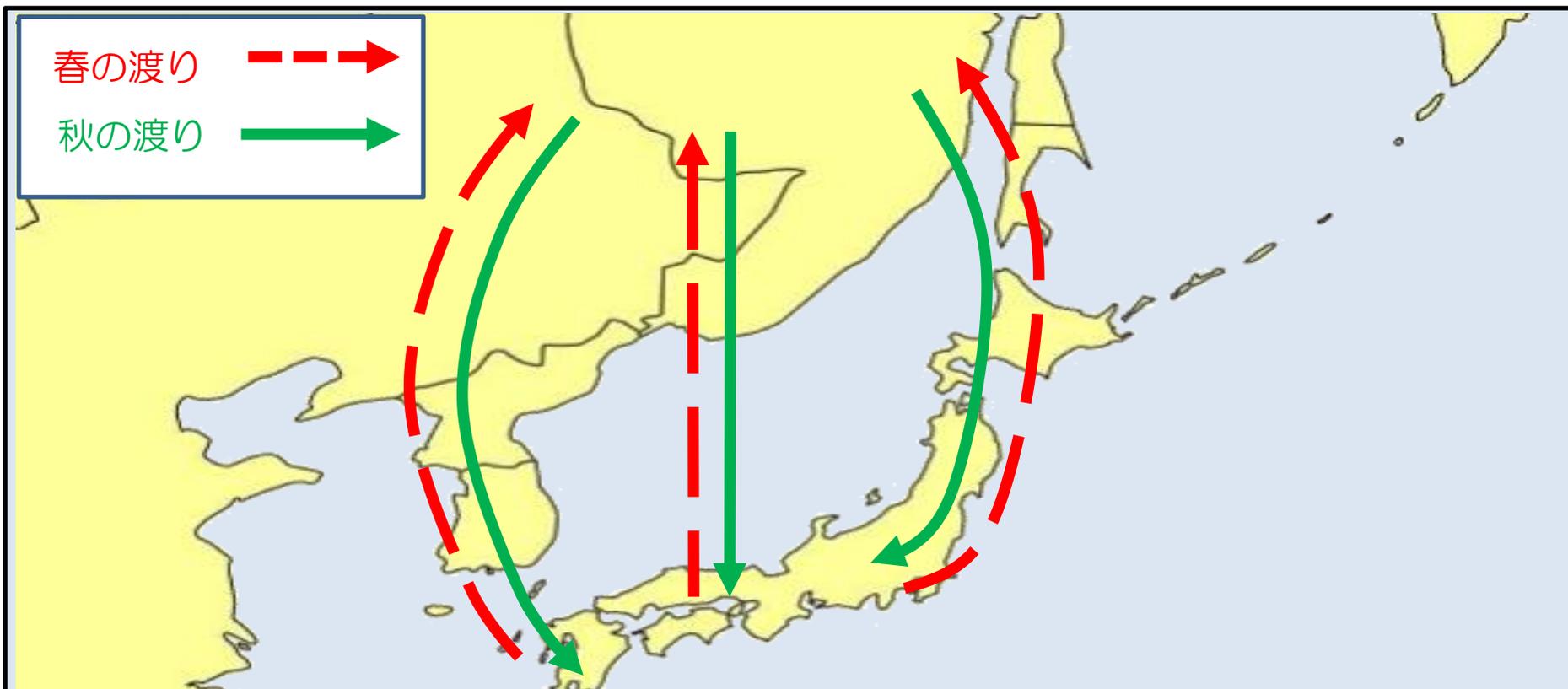
家きん舎への侵入要因

- ☆ 野鳥を介した侵入 → 海外から飛来した渡り鳥や国内で感染した野鳥
- ☆ 小動物を介した侵入 → 感染した野鳥の糞等によりウイルスに汚染された小動物（テン・イタチ・ネコ等）
- ☆ 人を介した侵入 → 飼養管理者等がウイルスに汚染された靴底・衣服・手指等のまま家きん舎に入る
- ☆ 物を介した侵入 → 汚染された物品等が家きん舎内に持ち込まれる

鳥インフルエンザウイルスの我が国への侵入ルート

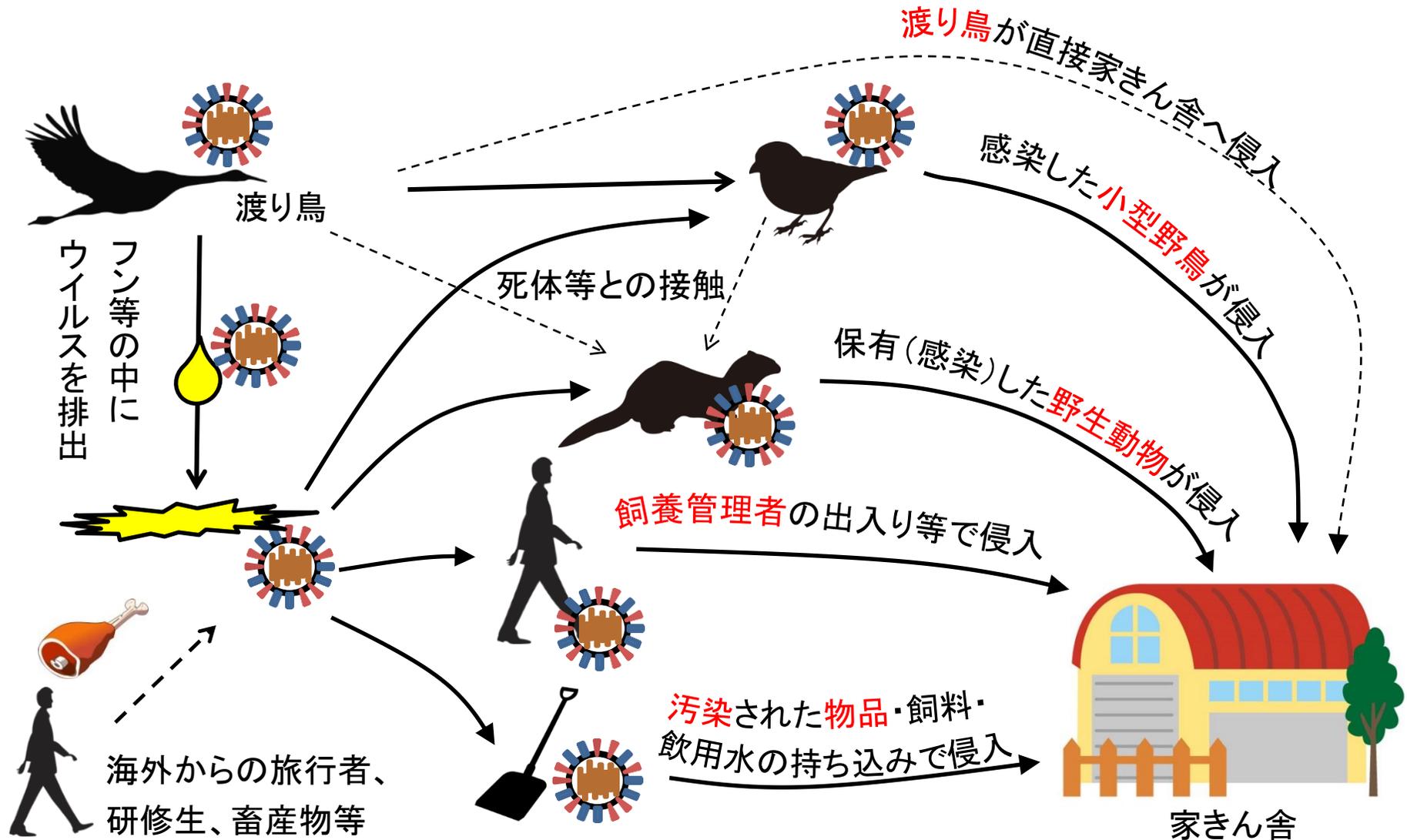
海外からの侵入要因

◎ 渡り鳥を介した侵入 ～ 我が国周辺の主な渡り鳥の飛行ルート



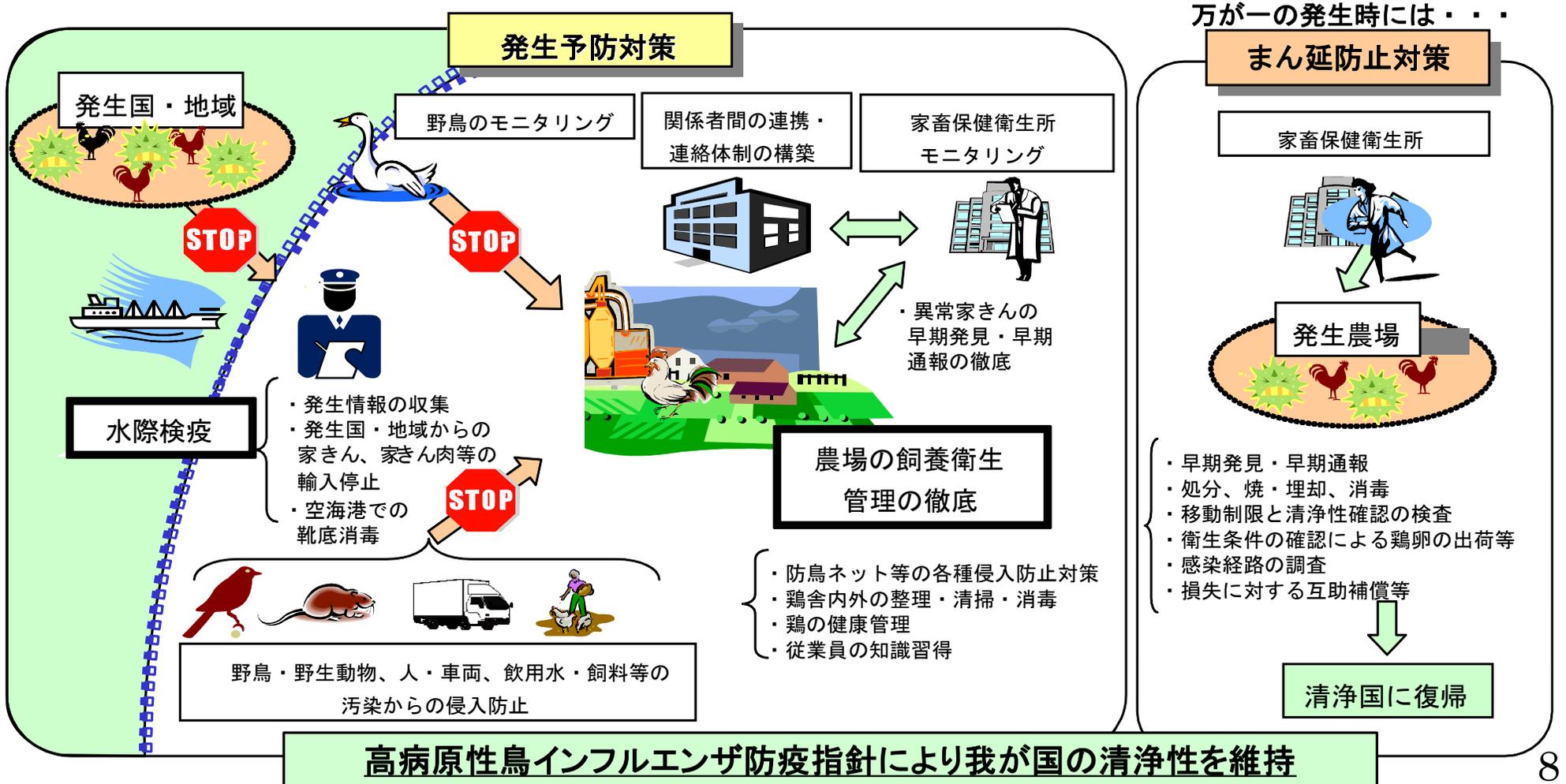
- 冬鳥の繁殖地は、アラスカからロシア極東、東シベリア、モンゴル東部、中国東北部が主。
- 日本への渡りルートは、次のとおり大別される。
 - ①カムチャツカ半島から北海道
 - ②ロシア極東からサハリン・北海道
 - ③ロシア極東・中国東北部から日本海上をかって本州
 - ④中国東北部から朝鮮半島をかって西南日本

鳥インフルエンザウイルスの家きん舎への侵入要因

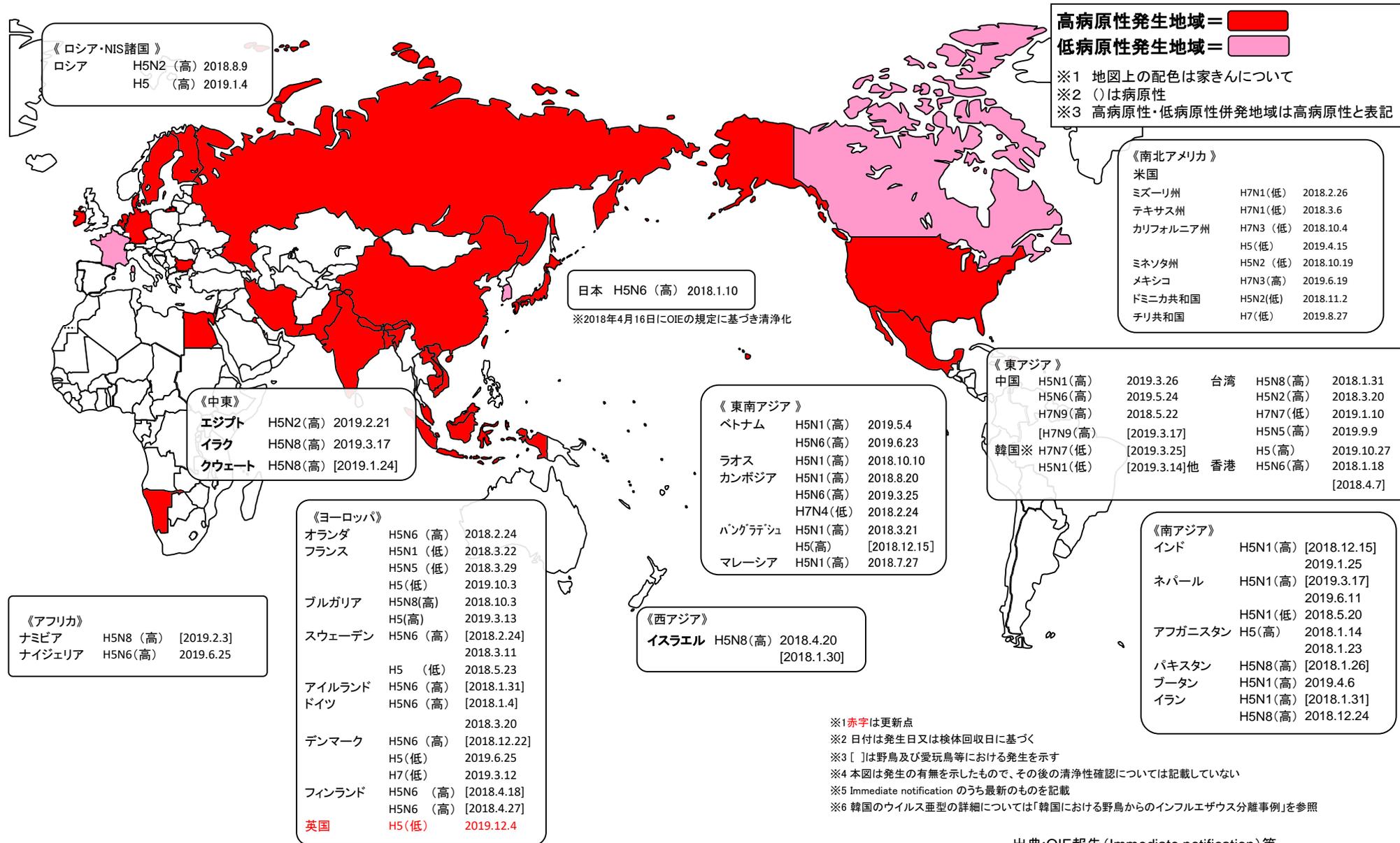


高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- ・ 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- ・ 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- ・ 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- ・ 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- ・ 発生時の動物福祉に配慮した処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。



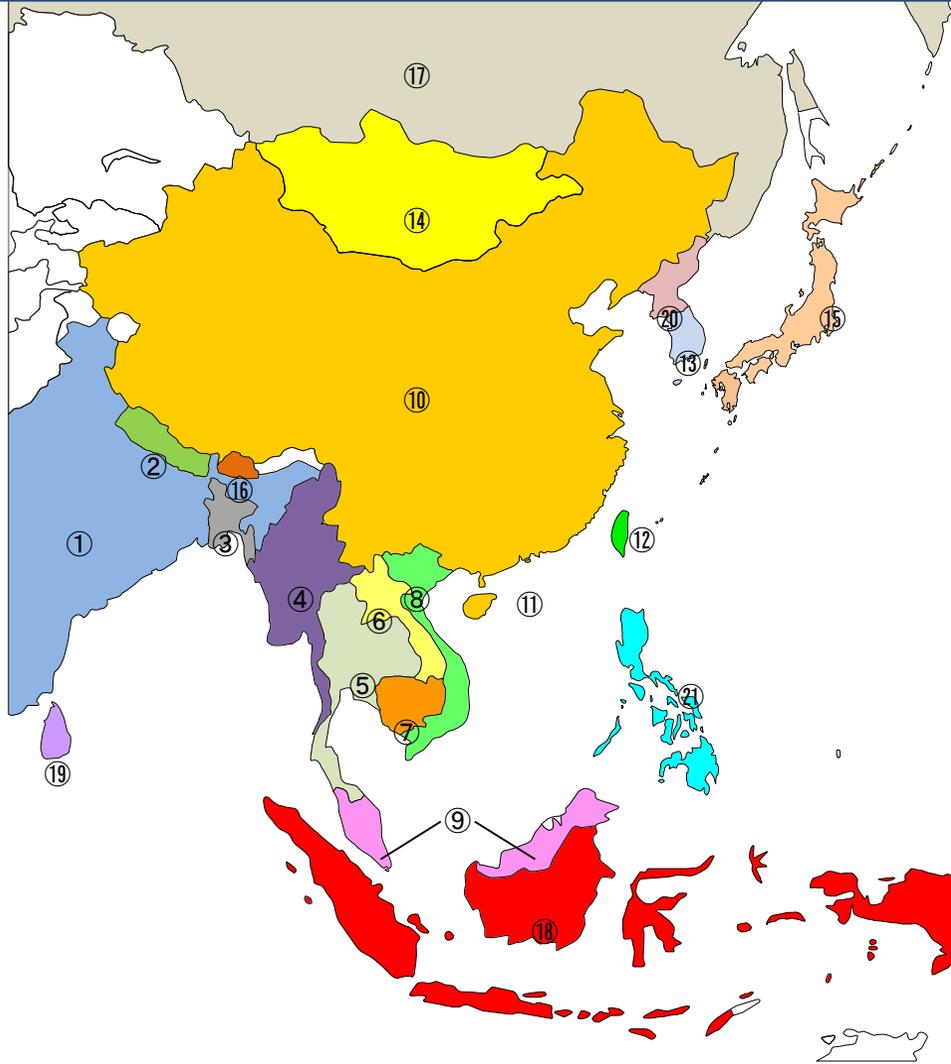
家きんの高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年以降)



出典:OIE報告(Immediate notification)等

2019年12月12日現在

アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況



※⑱インドネシアは継続発生中

2019年12月15日現在

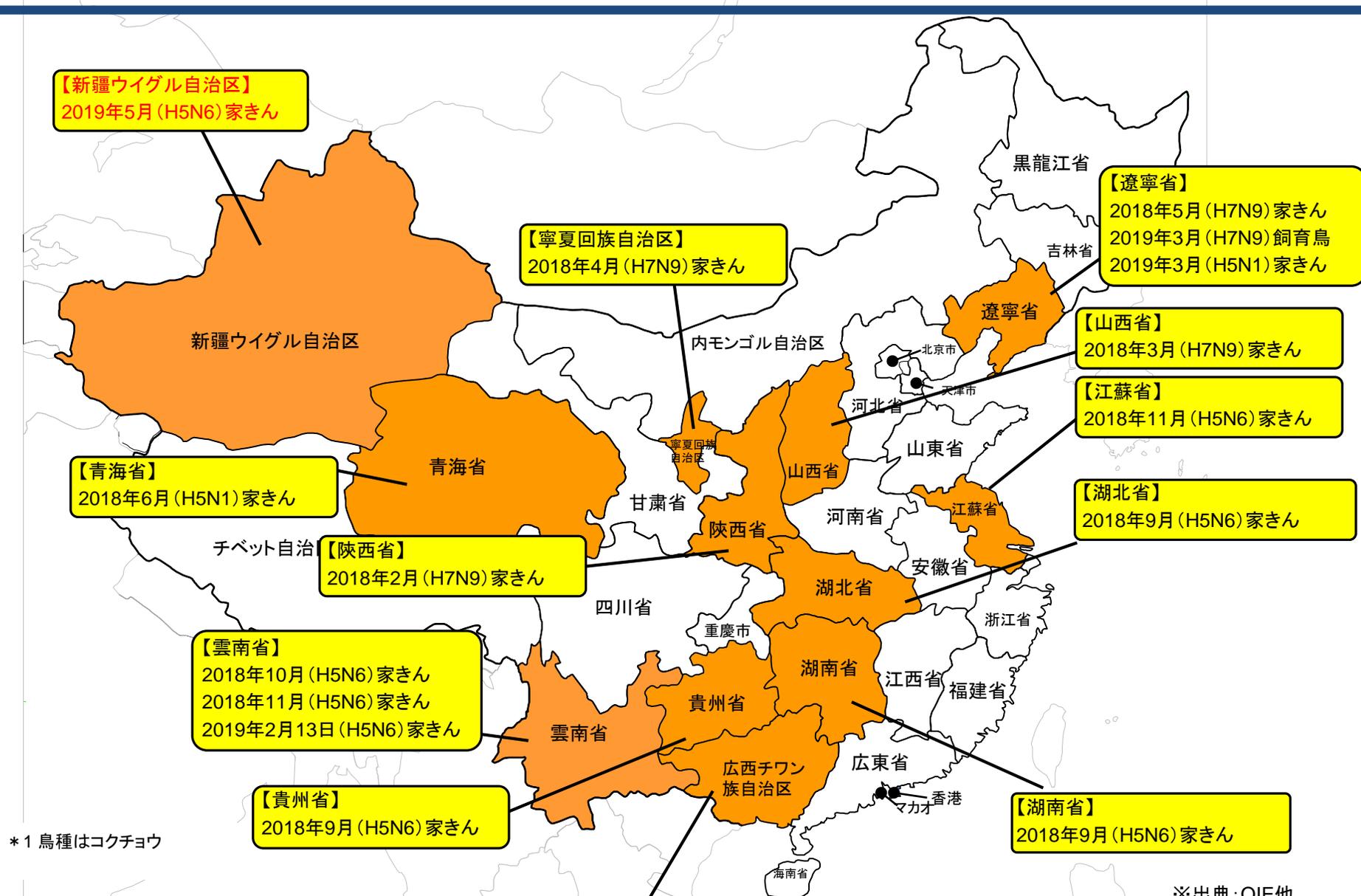
家きん● 野鳥▲ (発生日、検体回収日に基づく)

(赤:高病原性鳥インフルエンザ、青:低病原性鳥インフルエンザ)

出典: OIE WAHID 他 ※野鳥の低病原性鳥インフルエンザについては、確認ができた韓国のみ記載

| | ① インド | ② ネパール | ③ バングラデシュ | ④ ミャンマー | ⑤ タイ | ⑥ ラオス | ⑦ カンボジア | ⑧ ベトナム | ⑨ マレーシア | ⑩ 中国 | ⑪ 香港 | ⑫ 台湾 | ⑬ 韓国 | ⑭ モンゴル | ⑮ 日本 | ⑯ ブータン | ⑰ ロシア | ⑱ スリランカ | ⑳ 北朝鮮 | ㉑ フィリピン | |
|-------|-------|--------|-----------|---------|------|-------|---------|--------|---------|------|------|------|------|--------|------|--------|-------|---------|-------|---------|---|
| 2017年 | 1月 | ● | | ▲▲ | | | | | | ●▲ | | ●▲ | ●▲ | | ●▲ | | ●▲ | | | | |
| | 2月 | | ● | | | | | ● | ● | ● | | ●▲ | ●▲ | | ●▲ | | ●▲ | | | | |
| | 3月 | | ● | | | | | ● | ● | ● | | ● | ● | | ●▲ | | ● | | | | |
| | 4月 | | ▲ | | ● | | | ● | ● | ● | | ▲ | ● | ● | | | | ● | | | |
| | 5月 | | | | | | | ● | ● | ● | | | | | | | | ● | | | |
| | 6月 | | | | | | | ● | ● | ● | | | ● | ● | | | | | | | |
| | 7月 | | | | | ● | | ● | ● | ● | | | ● | ● | | | | | | | ● |
| | 8月 | | | | | | | ● | ● | ● | | | ● | ● | | | | ● | | | ● |
| | 9月 | | | | | | | ● | ● | ● | | | ● | ● | | | | | | | |
| | 10月 | | | | | | | | ● | ● | | | ● | ● | | | | | ● | | |
| | 11月 | | | | | | | ● | ● | ● | | | ● | ● | | ▲ | | ● | | | ● |
| | 12月 | ● | | ● | | | | ● | ● | ● | | | ▲ | ● | ● | | | ● | | | |
| 2018年 | 1月 | | | | | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ●▲ | | | | | | |
| | 2月 | ●▲ | | | | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | ▲ | ● | | | | |
| | 3月 | ▲ | | ● | | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | ▲ | | | | | |
| | 4月 | | | | | | | ● | ● | | ▲ | ● | ● | ● | | | | | | | |
| | 5月 | | ● | ● | | | | ● | ● | | | ● | ● | ● | | | | | | | |
| | 6月 | | ● | | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | | | | | | ● |
| | 7月 | | | | | | | ● | ● | | | ● | ● | ● | | | | | | | ● |
| | 8月 | | | | | | | ● | ● | | | ● | ● | ● | | | | | | | ● |
| | 9月 | | | | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | | | | | | ● |
| | 10月 | | | | | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ▲ | | | | | | |
| | 11月 | ● | | | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | ▲ | | | | | | | |
| | 12月 | ●▲ | | ▲ | | | | ● | ● | | | ● | ● | ▲ | | | | | | | |
| 2019年 | 1月 | ●▲ | | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | ▲ | | | | ● | | | | |
| | 2月 | ▲ | ● | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | ▲ | | | | | | | | |
| | 3月 | ● | ● | | | | ● | ● | | ●▲ | ● | ● | ▲ | | | | | | | | |
| | 4月 | | ● | | | | | ● | ● | | | ● | ● | | | | | | | | |
| | 5月 | | ● | | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | | | | | | | | |
| | 6月 | | ● | | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | | | | | | | | |
| | 7月 | | | | | | | ● | ● | | | ● | ● | | | | | | | | |
| | 8月 | | ● | | | | | ● | ● | | | ● | ● | | | | | | | | |
| | 9月 | | | | | | | ● | ● | | | ● | ● | | | | | | | | |
| | 10月 | | | | | | | ● | ● | | | ● | ● | ▲ | | | | | | | |
| | 11月 | | | | | | | | ● | | | ● | ● | ▲ | | | | | | | |
| | 12月 | | | | | | | | ● | | | ● | ▲ | | | | | | | | |

中国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年1月～)



* 1 鳥種はコクチョウ

2019年6月3日現在

※出典: OIE他
※赤字は更新点

韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況（2017年11月以降）

京畿道(5件)

- ⑩ 1月2日 抱川(ポチョン)市 採卵鶏 H5N6
- ⑮ 1月26日 華城(ファソン)市 採卵鶏 H5N6
- ⑯ 1月27日 平沢(ピョンテク)市 採卵鶏 H5N6
- ⑳ 3月16日 平沢(ピョンテク)市 採卵鶏 H5N6
- ㉑ 3月16日 楊州(ヤンジユ)市 採卵鶏 H5N6

全羅北道(2件)

- ① 11月17日 高敞(コチャン)郡 肉用あひる H5N6
- ④ 12月21日 井邑(チョンウプ)市 肉用あひる H5N6
(③と同一系列農場)

全羅南道(11件)

- ② 12月8日 霊岩(ヨンアム)郡 種あひる H5N6
- ③ 12月19日 霊岩(ヨンアム)郡 肉用あひる H5N6
(②の疫学関連農場)
- ⑤ 12月26日 霊岩(ヨンアム)郡 種あひる H5N6
(③と同一系列農場)
- ⑥ 12月26日 高興(コフン)郡 肉用あひる H5N6
- ⑦ 12月28日 羅州(ナジュ)市 種あひる H5N6
- ⑧ 12月28日 霊岩(ヨンアム)郡 肉用あひる H5N6
- ⑨ 1月1日 高興(コフン)郡 肉用あひる H5N6
- ⑪ 1月4日 康津(カンジン)郡 種あひる H5N6
- ⑫ 1月7日 羅州(ナジュ)市 肉用あひる H5N6
- ⑬ 1月9日 長興(チャンフン)郡 肉用あひる H5N6
- ⑭ 1月10日 康津(カンジン)郡 種あひる H5N6

忠清北道(1件)

- ⑲ 3月13日 陰城(ウムソン)郡 肉用あひる H5N6

忠清南道(3件)

- ⑰ 2月4日 唐津(タンジン)市 種鶏 H5N6
- ⑱ 2月8日 天安(チョナン)市 採卵鶏 H5N6
- ㉒ 3月17日 牙山(アサン)市 採卵鶏 H5N6

家きんでの発生: 22件
(H5N6)

| | |
|-----|----|
| あひる | 14 |
| 鶏 | 8 |

殺処分羽数: 約654万羽

| | |
|--------|--------------|
| 鶏 | 99農場 約581万羽 |
| あひる | 40農場 約70万羽 |
| うずら | 1農場 約3万羽 |
| 発生農場 | 22農場 約133万羽 |
| 予防的殺処分 | 118農場 約521万羽 |

野鳥の感染事例: 12件
(H5N6)

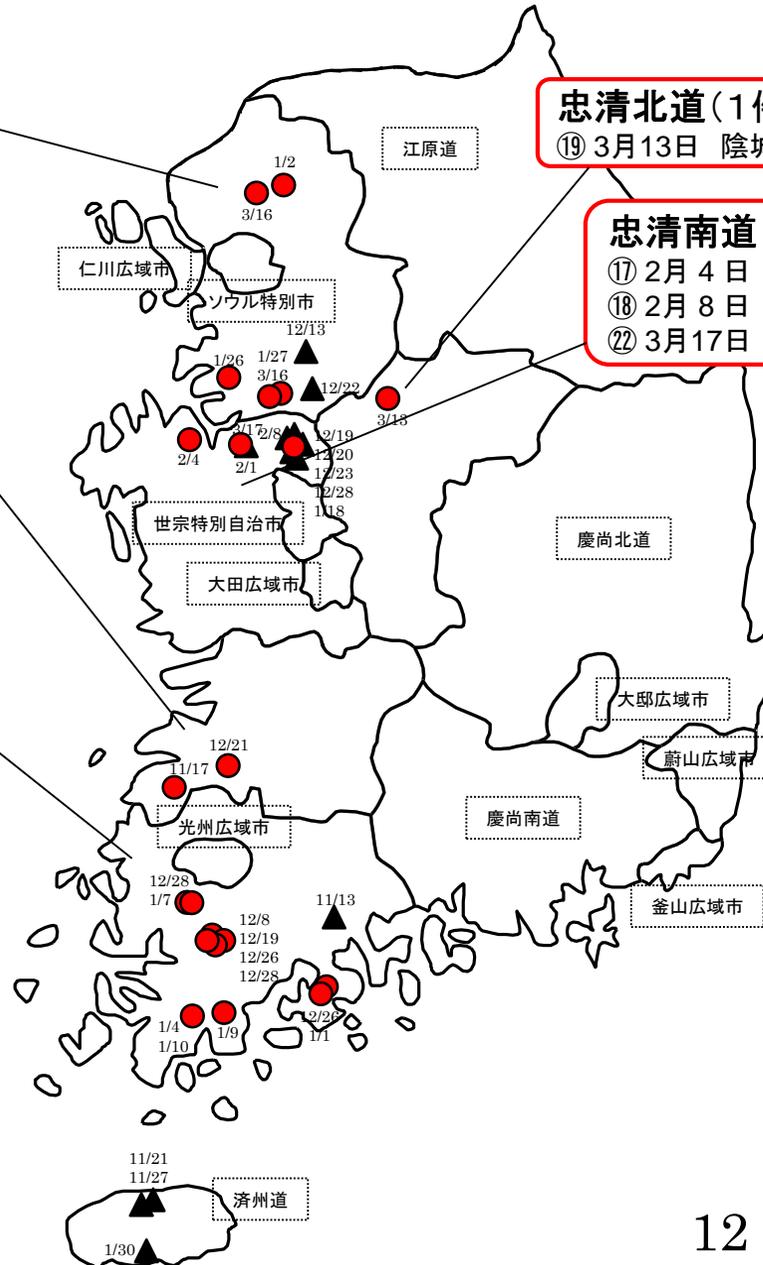
| | |
|------|---|
| 京畿道 | 2 |
| 忠清南道 | 6 |
| 全羅南道 | 1 |
| 済州道 | 3 |

検体は糞便、斃死体、捕獲鳥

2018年3月21日現在
農林水産省動物衛生課

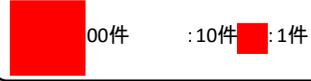
● : 家きんでの発生
▲ : 野鳥からのウイルス分離

※ 日は症状の発現日又は検体の採取日

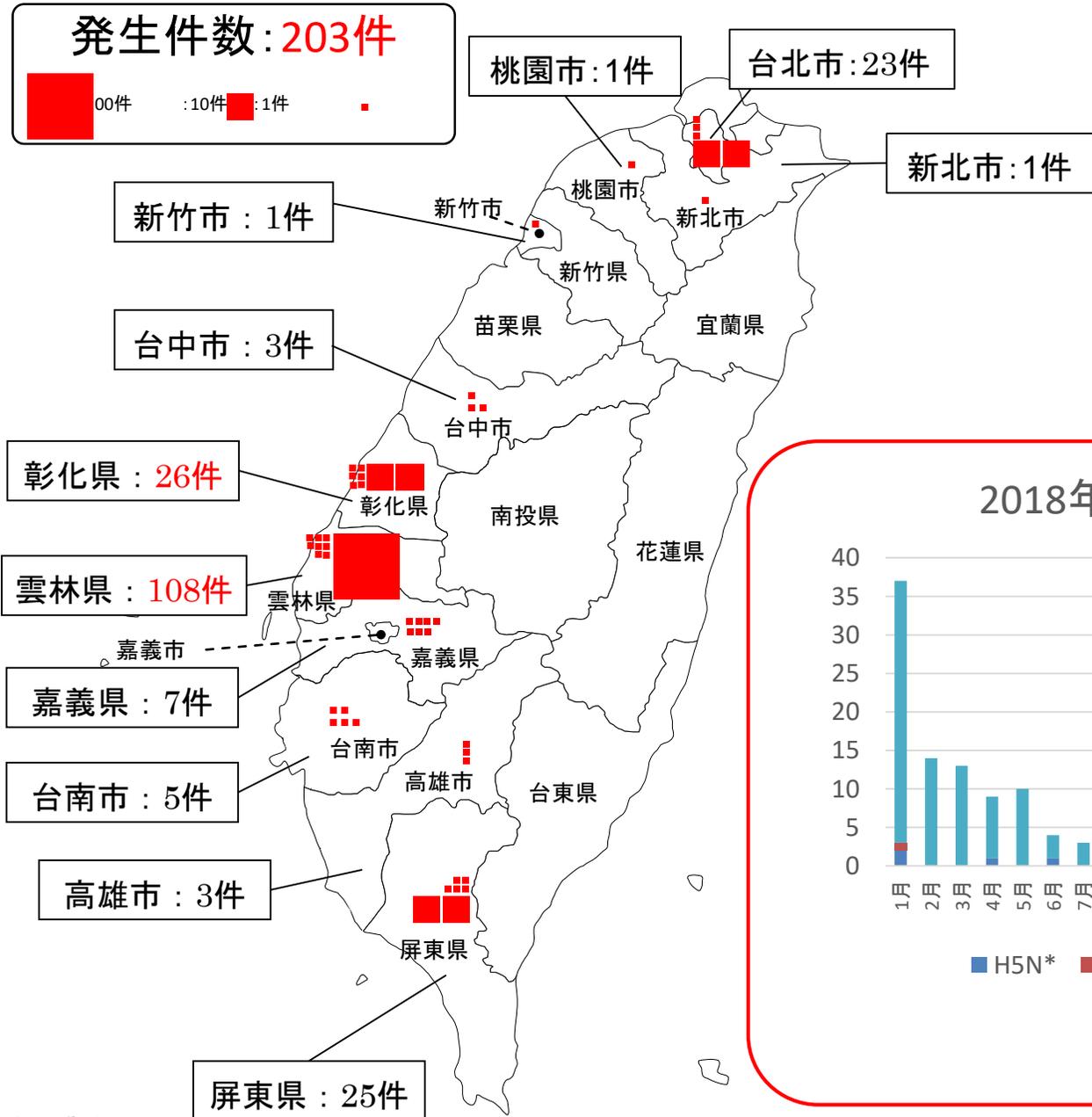


台湾における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年1月～)

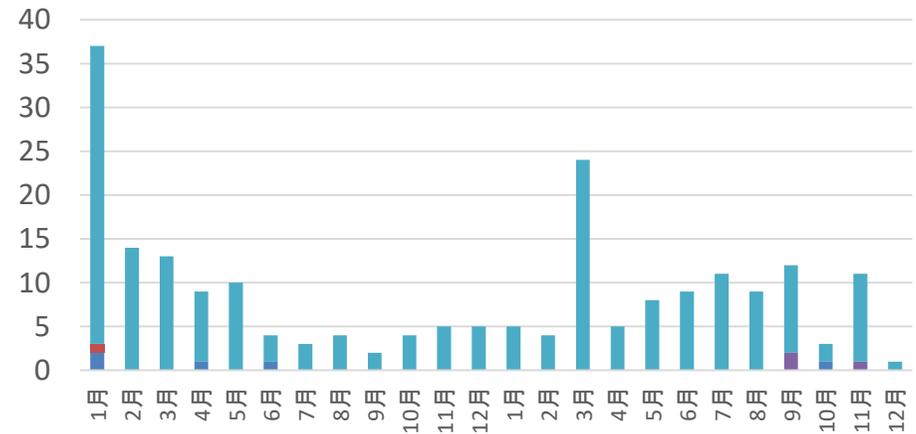
発生件数: **203件**



2019年12月15日現在



2018年1月以降の発生件数

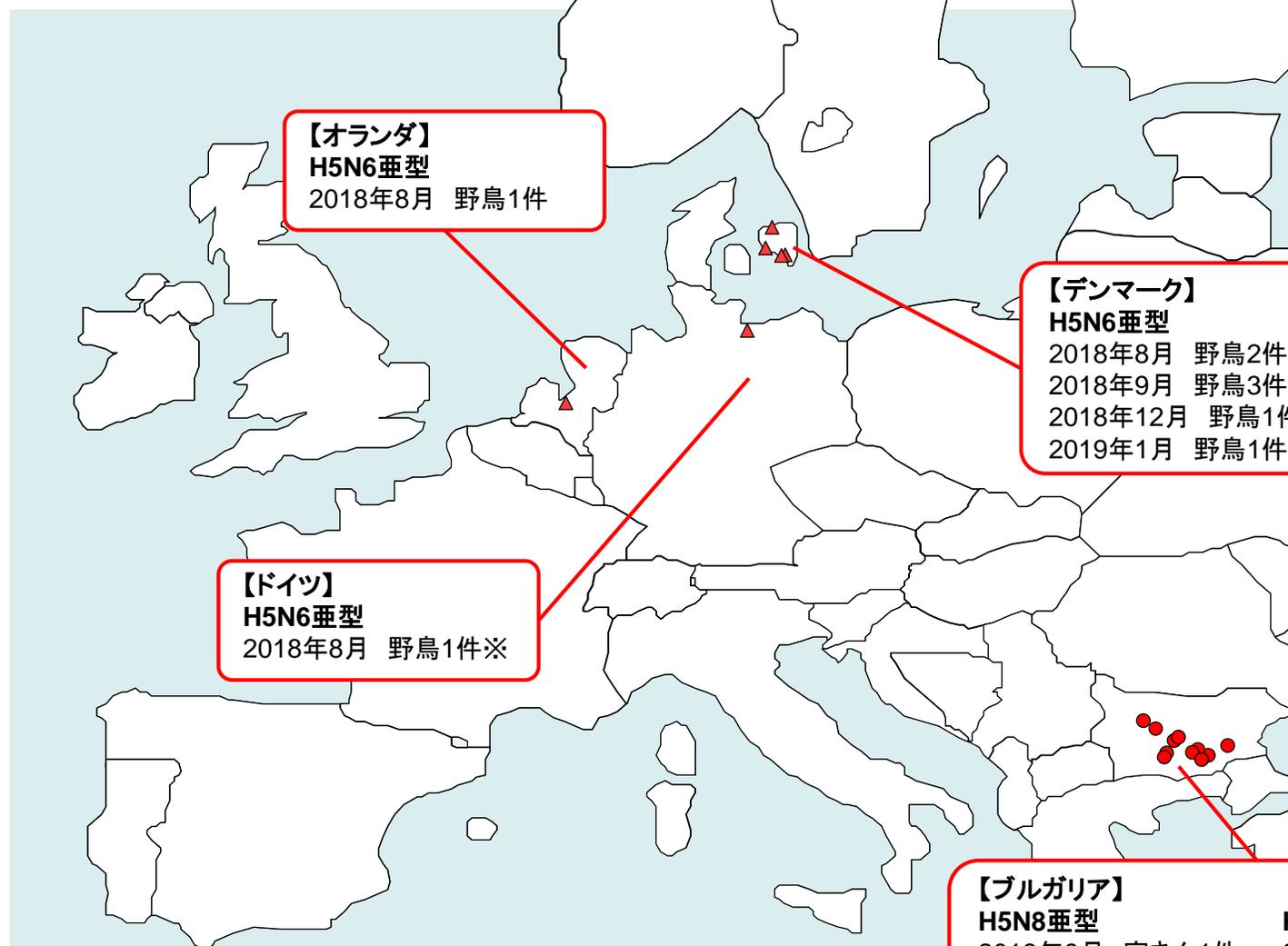


■ H5N* ■ H5N8 ■ H5N6 ■ H5N5 ■ H5N2 * 亜型未確定

※ 出典: OIE

欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2018年8月以降)

出典: OIE等



【オランダ】
H5N6亜型
 2018年8月 野鳥1件

【デンマーク】
H5N6亜型
 2018年8月 野鳥2件
 2018年9月 野鳥3件
 2018年12月 野鳥1件
 2019年1月 野鳥1件

【ドイツ】
H5N6亜型
 2018年8月 野鳥1件※

| 【ブルガリア】 | |
|----------------|---------------|
| H5N8亜型 | H5亜型 |
| 2018年9月 家きん1件 | 2019年3月 家きん1件 |
| 2018年10月 家きん9件 | 2019年4月 家きん1件 |
| 2018年11月 家きん5件 | |
| 2018年12月 家きん1件 | |
| 2019年4月 家きん3件 | |

2019年12月1日現在

● 家きん ▲ 野鳥

※ 保護鳥 (A flock of rare and endangered breeds (17 chickens, three geese, 113 ducks).)

CSF及びASF対策について

【 特徴 】

【 近隣諸国の発生状況 】

【 我が国の発生状況 】

CSF(豚コレラ)

- 病原体
CSFウイルス
- 特徴
 - ・豚-豚（イノシシ）間の接触により感染。
- ※ 有効なワクチンが存在

- 欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々で発生。
- アジアにおいては全ての国でCSFが発生。
- 日本以外の国のOIEステータスは、発生中あるいはワクチン接種により非清浄国。

- 昨年9月に岐阜県において、26年ぶりに発生。
- 岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県及び山梨県の7県で発生。これまで約15.1万頭を殺処分。
- 野生イノシシでは12県で感染確認（上記7県に加え、群馬県、石川県、富山県、滋賀県、静岡県）。

ASF(アフリカ豚コレラ)

- 病原体
ASFウイルス
- 特徴
 - ・CSFに酷似するが、病原性は強い傾向。（感染力は同等とされる）
 - ・豚-豚（イノシシ）間の接触以外に、ダニも媒介。
- ※ ワクチン、治療法はない

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）の国々で発生。
- アジアでは、昨年8月の中国における発生以降、各国に感染が拡大しつつ、発生が継続。
- 本年9月には、韓国において発生し、これまでに家畜豚で14事例を確認。

- 未発生。
- 本年4月22日にはASF対策について、関係省庁が申し合わせ。



※ いずれも人に感染しない（感染するのは豚とイノシシのみ）。肉及び肉製品を食べても問題ない。

野生イノシシの感染確認区域の拡大防止を徹底するため、関係省庁が連携し、以下の対策を着実に実施。

取組の内容

(1) 捕獲の強化

CSF

ASF

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、農場周辺や野生イノシシの感染区域等を、捕獲重点エリアに設定し、野生イノシシの捕獲を強化。
- 銃猟やICT罟等の活用による効果的な捕獲の実施。
- イノシシ感染地域の周辺県でのサーベイランスの強化。

(2) 経口ワクチン散布

CSF

- 東日本・西日本に、重点的にワクチンを散布する防疫帯（ワクチンベルト）を構築。
- 野生イノシシの感染が確認された地点に応じて、経口ワクチンベルトは対象県エリアを見直し。
- 空中散布を含む効果的なワクチンベルト構築に向けて、環境省、警察庁、消防庁、防衛省と連携。

- (1) CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、農林水産省が**予防的ワクチン接種推奨地域**を指定。
- (2) 都道府県が**予防的ワクチン接種プログラム**を策定し、農林水産省が確認。
- (3) 県による**予防的ワクチン接種を開始**（自治事務）。

○ 予防的ワクチン接種推奨地域

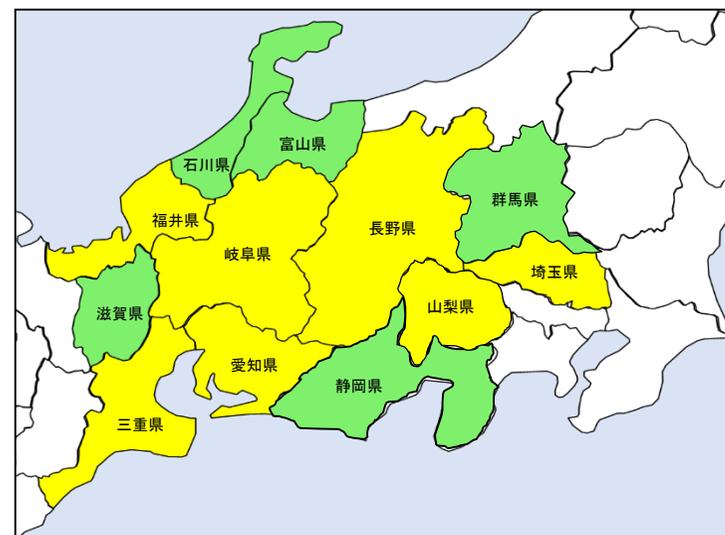
CSFウイルス感染野生イノシシから飼養豚への感染リスクが高い地域。右図の12県。

○ 予防的ワクチン接種プログラム

- ・ 原則、県内一律に接種。
- ・ 当該農場の初回接種：飼養豚のすべてに接種。その後、順次、子豚に接種。

○ 流通制限の範囲

- ・ 生きた豚、精液、受精卵については、原則として接種地域内の農場、と畜場等への移動、流通等に限定（交差汚染防止対策を行ったと畜場を除く）。（農林水産省、厚生労働省）
- ・ と畜場で処理後の肉、肉製品、副生物等については制限しない（飼料の加熱処理の遵守・野外放棄防止を徹底）。



黄色：豚及び野生イノシシ発生県（飼養頭数 757,040頭(全国の8.3%)）
 緑色：野生イノシシ陽性発生県（飼養頭数 795,180頭(全国の8.7%)）

野生動物からのウイルス感染を遮断するため、侵入防護柵の設置を推進するなど農場におけるバイオセキュリティの向上に取り組む。

取組の内容

- 農場防護柵の設置等の野生動物侵入防止措置関係対策の義務付け等のため、飼養衛生管理基準の改定。（柵の設置が必要な約3,500の農場のうち、約500農場で設置済、約200農場で工事中）。
- 国内におけるASFの浸潤をより早期に発見するため、検査の一部を家畜衛生保健所において実施できる体制を構築（「ASFに関する特定家畜防疫指針」の改定）。
- 農場にウイルスを入れないために農場を囲い込む野生動物侵入防護柵について、全国の農場へ速やかに設置を促進。
（国補助1/2 + 特別交付税（県・市町村負担分の4/5）を措置）。

【現在の進捗状況】

- ・ 8都道府県(イノシシ不在、別事業で設置済等)を除き、全ての県が事業参加。
- ・ 21県が上乗せ補助等を予算措置済、その他13県が県の財政当局等と検討中。
- 国土交通省、環境省等を通じて、野生動物がいるような利用施設（自然公園、キャンプ場、ゴルフ場）において、食品残渣を通じた感染拡大を防止するため、ゴミ箱対策の協力依頼を関係自治体等に発出。

4. 水際対策の強化

ASFの侵入防止のため、関係省庁が一体となって、情報発信・摘発強化等の水際対策を強化（4月22日関係省庁申合せ）。

取組の内容

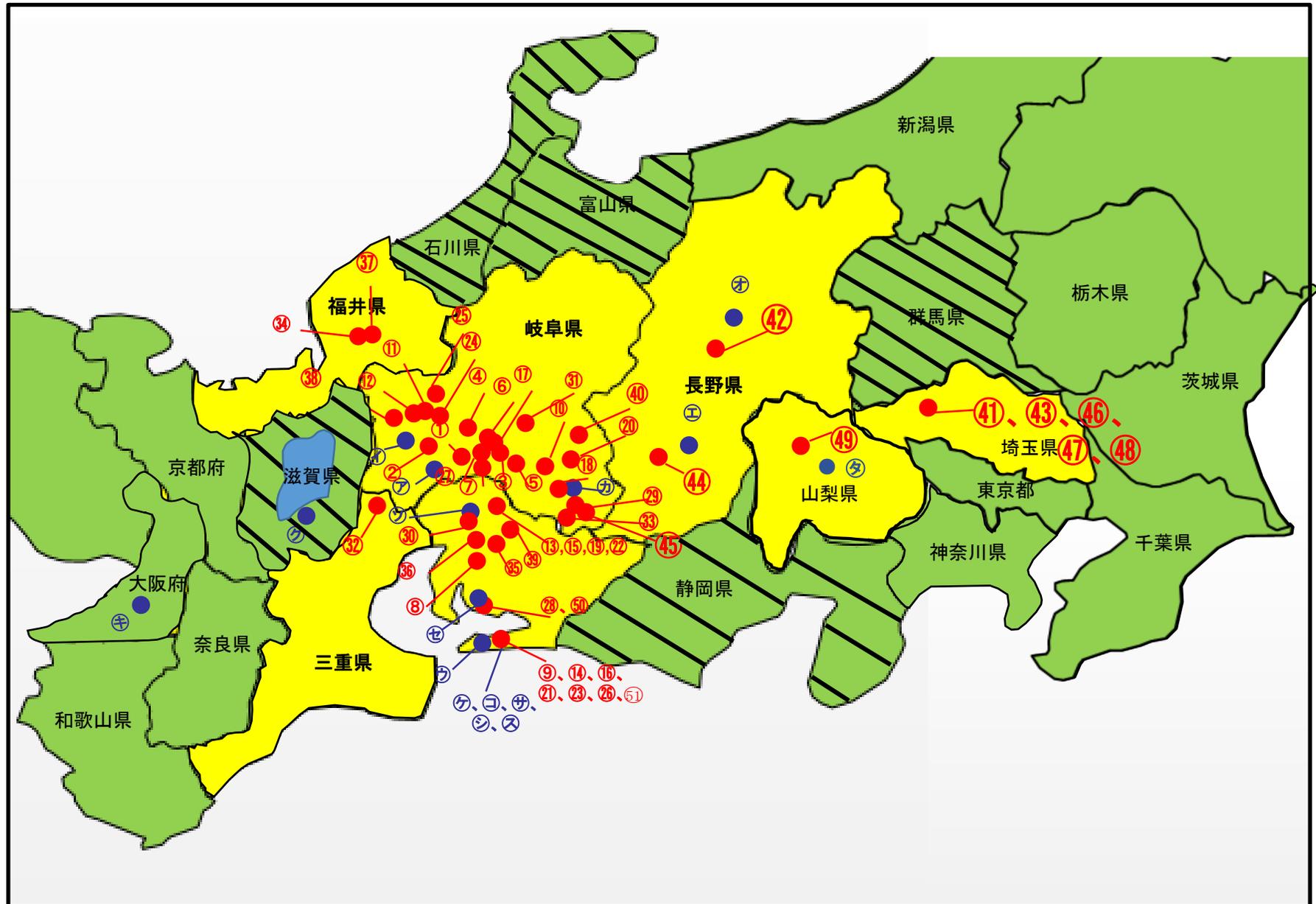
1. 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国の国内SNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起、多言語動画の配信（動物検疫に関する動画をYouTubeで配信）
（農林水産省、国土交通省、外務省）
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - ・ 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便・韓国便は全便数のうち約9割）
 - ・ 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
（農林水産省、国土交通省）
- 広報ポスターの掲示
 - ・ 全国の空港や港に他言語ポスター約900枚掲示
 - ・ 韓国からの高速船、定期フェリーの船内に広報ポスター掲示
（農林水産省、国土交通省）
- 外国の検疫当局との連携
 - ・ 中国海関総署との間で、旅客の携帯品、郵便物の検疫強化に関する協力覚書に署名
（農林水産省）

4. 水際対策の強化（続き）

2. 日本に入れさせない

- 検疫探知犬の増頭(年度当初33頭⇒年度内53頭、令和2年度140頭体制を目指す)
- 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（4月22日～）
 - ・個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付4月22日～12月8日の間に798枚を交付)
 - ・違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応（逮捕事例あり）
(農林水産省、財務省、警察庁)
- 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施（農林水産省、財務省）
 - ・検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
 - ・税関と連携した検査を実施（税関申告書の様式を変更し、肉製品の持込みに有無に関する質問が目立つようにしている。）
- 国際郵便物の検査を強化（農林水産省、総務省）
 - ・検疫探知犬の活用を拡大
- ASF発生国からの豚由来畜産物の検査強化
 - ・携帯品畜産物を検査したところ、ASFウイルス遺伝子を検出
- 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底
(農林水産省、国土交通省)

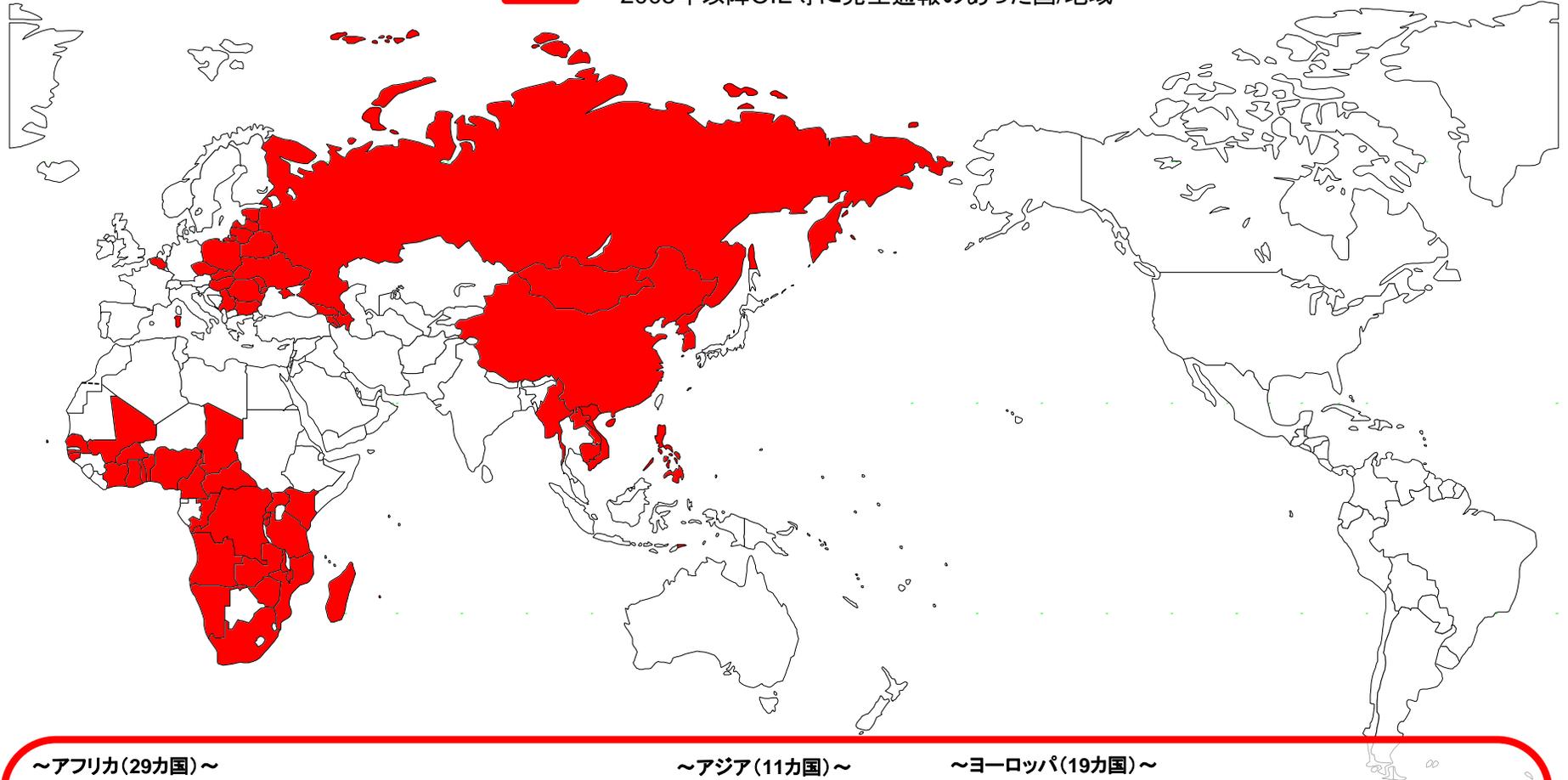


※ 黄色は飼養豚及び野生イノシシでの発生県。斜線は野生イノシシ発生県。
数字は飼養豚での発生農場。カタカナは関連農場等。

ASFの発生状況

2019年12月6日現在

=2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域



～アフリカ(29カ国)～

| | | |
|---------|----------|--------|
| アンゴラ | チャド | マダガスカル |
| ベナン | コンゴ民主共和国 | マラウイ |
| ブルキナファソ | コンゴ共和国 | モーリシャス |
| ブルンジ | コートジボワール | モザンビーク |
| カメルーン | ガーナ | ナミビア |
| カーボヴェルデ | ギニアビサウ | ナイジェリア |
| 中央アフリカ | ケニア | ルワンダ |

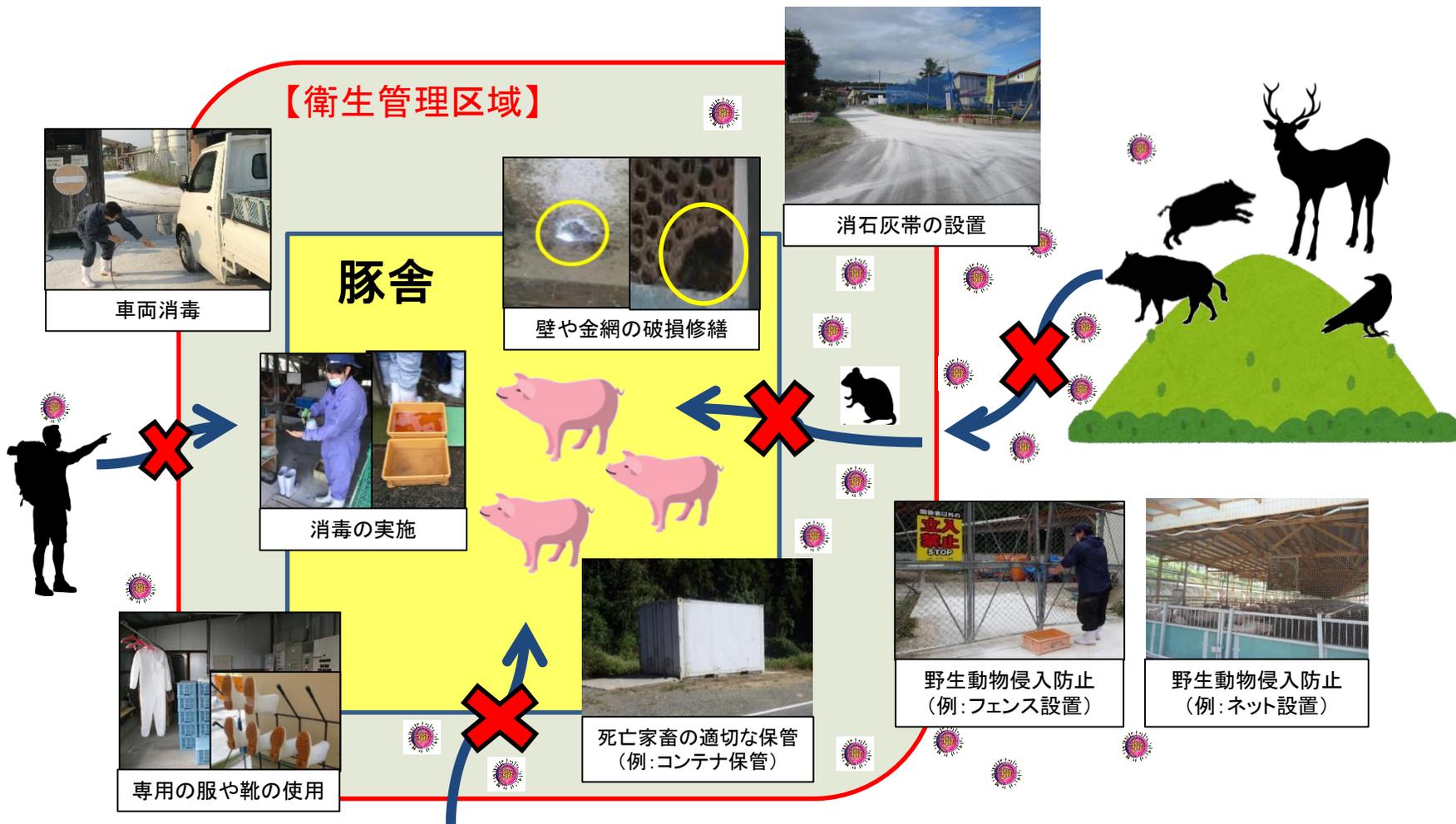
～アジア(11カ国)～

| | |
|-------|--------|
| 中国 | 韓国 |
| モンゴル | 東ティモール |
| ベトナム | |
| カンボジア | |
| 香港 | |
| 北朝鮮 | |
| ラオス | |
| ミャンマー | |
| フィリピン | |

～ヨーロッパ(19カ国)～

| | | |
|-------------------------------|-------|-------|
| アルメニア | リトアニア | ハンガリー |
| アゼルバイジャン | ポーランド | ブルガリア |
| ジョージア | ラトビア | ベルギー |
| イタリア(サルジニア島に限る) ^{※3} | エストニア | スロバキア |
| ロシア | モルドバ | セルビア |
| ウクライナ | チェコ | |
| ベラルーシ | ルーマニア | |

※ 出典:OIE 等

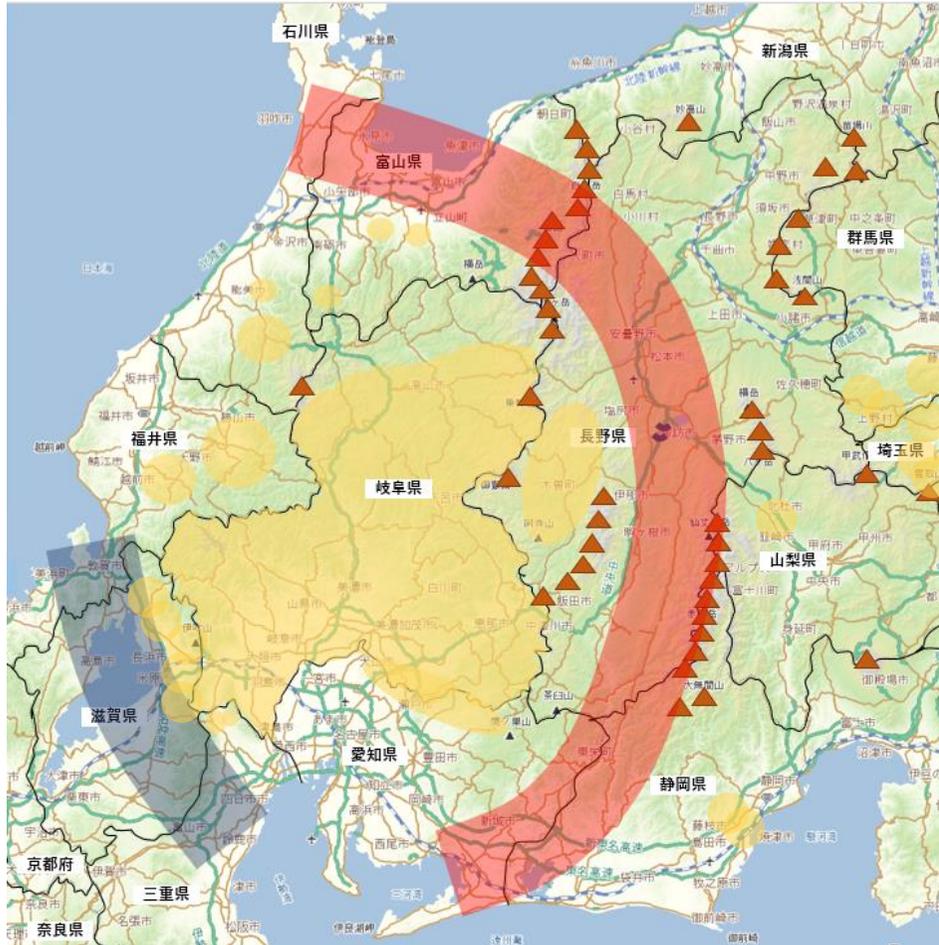


①人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・人・物の出入りの記録
- ・飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ
摂氏70度・30分以上又は摂氏80度・3分以上の加熱処理を徹底

②野生動物対策

- ・飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物の混入防止
- ・豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管



■ : ワクチンベルトのイメージ

▲ : 山(2,000m以上)

● : 野生イノシシ陽性エリア

○ CSFウイルスの日本全国への拡散を防ぐため、ワクチンベルトの関係県と協議の上、具体的な散布エリアを確定。

○ 9月以降、各県においてワクチンベルトの散布作業を実施。

:9月18日～ 石川県

23日～ 三重県

24日～ 富山県

25日～ 静岡県

30日～ 愛知県、長野県、滋賀県

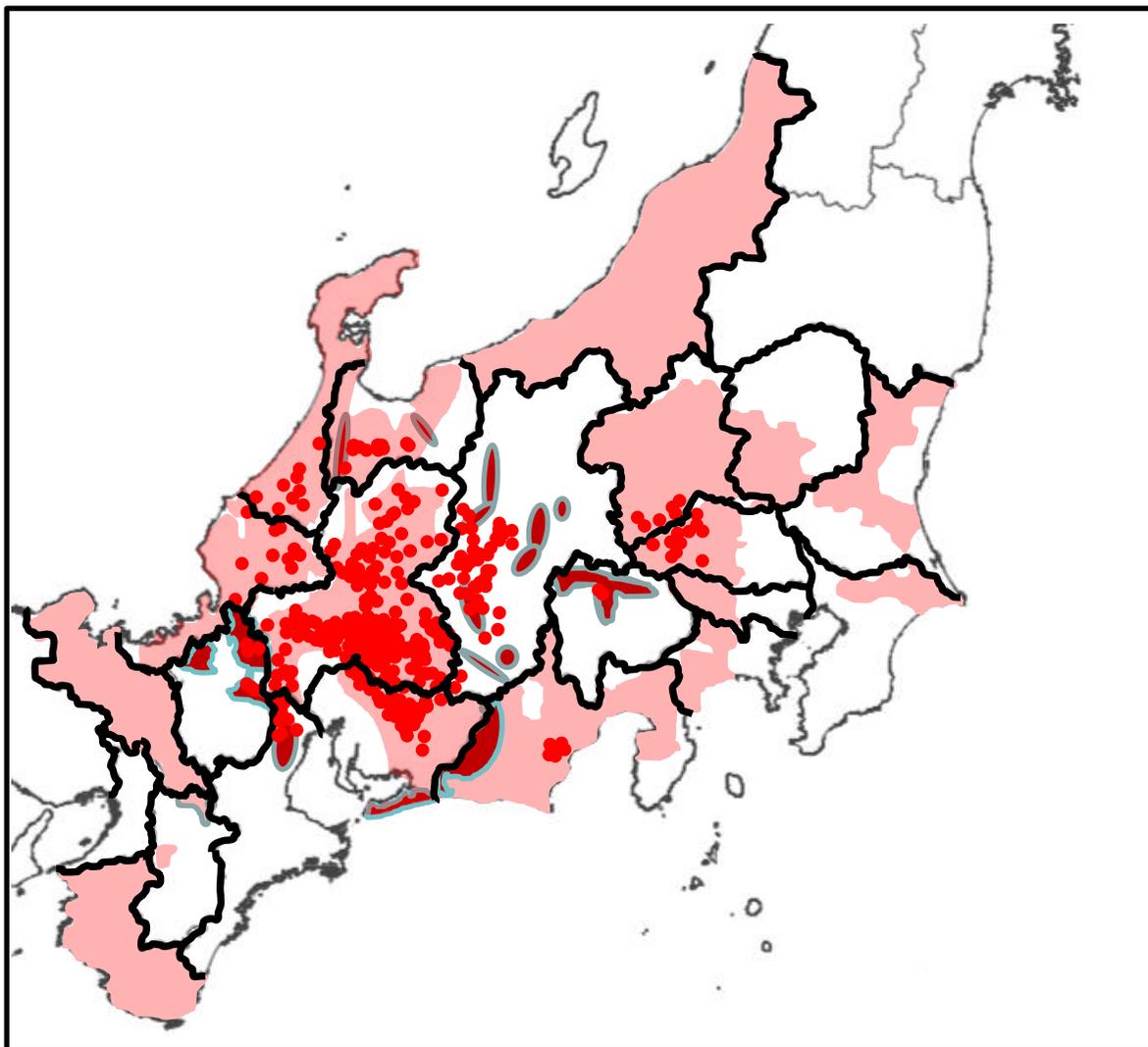
:10月4日～ 福井県

○ 今後も、野生イノシシのサーベイランスの結果に基づき、対象県の見直しも含めてベルト構想を改善しつつ、散布を実施。

(埼玉県、群馬県、静岡県の陽性確認地点の周辺で、局所的な散布を実施。)

CSFに係る捕獲重点エリアの設定概要

- CSF陽性の野生イノシシが確認されている県及びその隣接県の21都府県において、養豚場の周辺や、イノシシの移動制限に重要な地域を捕獲重点エリアに設定。



- 捕獲重点エリア
- 捕獲重点エリアのうち各県で特に重視する地域（「防衛ライン」等）
- 野生イノシシ陽性地点（一部略）

※ 21都府県

岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、福井県、石川県、富山県、長野県、静岡県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、奈良県、和歌山県

（新潟県においては市町村等と最終調整中）

参考資料 6 国際空海港における旅客に対する水際対策



現地空港カウンターで
ポスター掲示、注意喚起



空港/港



機内アナウンス

空港/港



靴底消毒



自主廃棄用BOX



出国前の情報提供



< 海外向け情報配信 >

- 現地SNS
- 海外メディア向け
ニュースリリース
- 多言語動画

해외 여행 선물이
육가공제품?
그것은 괜찮아요?

Important Notification
from Animal Quarantine
Service

As of 20th April 2019,
Japan has decided to apply the
standards for fresh products of
meat products more stringently.
As a result, AQZ will now approve only the
most reliable products of meat products.
Please refer to the AQZ website for the latest
information on the standards of meat products.
The standards of meat products will be updated
regularly. AQZ will also provide updates with the
latest information of meat products.

多言語ポスター、
リーフレット

税関との連携

口頭質問

検疫探知犬

動検カウンター

動物検疫

警告書

日本

- 広報キャンペーン
- 入国者への情報提供

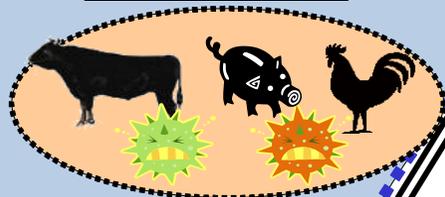


入国

国際空港・海港における水際検疫の強化

- 海外から口蹄疫、ASF等の侵入を防ぐため、空港及び海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査などの動物検疫措置を徹底。
- 2011年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、発生国からの入国者に対する質問、携帯品の検査や必要に応じた消毒が可能となるなど、ウイルス侵入防止措置を一層強化。

発生国・地域



国際空港及び海港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する注意喚起



発生国からの入国者への質問の実施



動植物検疫探知犬による手荷物検査



消毒マットを用いた靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りましたか？

Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？ ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

(必要に応じ、英語、中国語、韓国語等を記載した資料を使用)

ASF(アフリカ豚コレラ)対策の水際強化

1 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国国内のSNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起
- 多言語動画の配信
 - 動物検疫に関する動画をYouTubeで配信
(日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語)
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - 日本向け直行便で機内アナウンスを実施 (中国便・韓国便は全便数のうち約9割)
 - 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
- 広報ポスターの掲示
 - 全国の空港や港に多言語ポスター約900枚掲示
 - 韓国からの高速船、定期フェリーの船内に広報ポスター掲示
- 広報キャンペーン、報道機関を通じた注意喚起
 - 日本養豚協会(JPPA)と連携したキャンペーンを実施
- 関係機関を通じて、外国人技能実習生に動物検疫制度を周知



広報ポスター



中国の空港カウンター
(ポスターによる案内)

2 日本に入れさせない

- 検疫探知犬の増頭
 - ・ 追加措置し53頭体制に強化（導入手続中）
- 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（4月22日～）
 - ・ 個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付（4月22日～12月15日の間に811枚を交付）
 - ・ 違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応（逮捕事例あり）
- 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施
 - ・ 検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
 - ・ 税関と連携した検査を実施
- ASF発生国からの豚由来畜産物の検査強化
 - ・ 携帯品畜産物（生に近くリスクの高い物）511件をPCR検査、83件からASFウイルス遺伝子を検出（うち2件からASFウイルスを分離）（11月29日現在）
- 国際郵便物の検査を強化
 - ・ 検疫探知犬の活用を拡大（川崎東郵便局、中部国際郵便局、大阪国際郵便局、新福岡郵便局、那覇中央郵便局）
- 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底
- 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理を指導（全167処理業者）、継続的に点検を実施



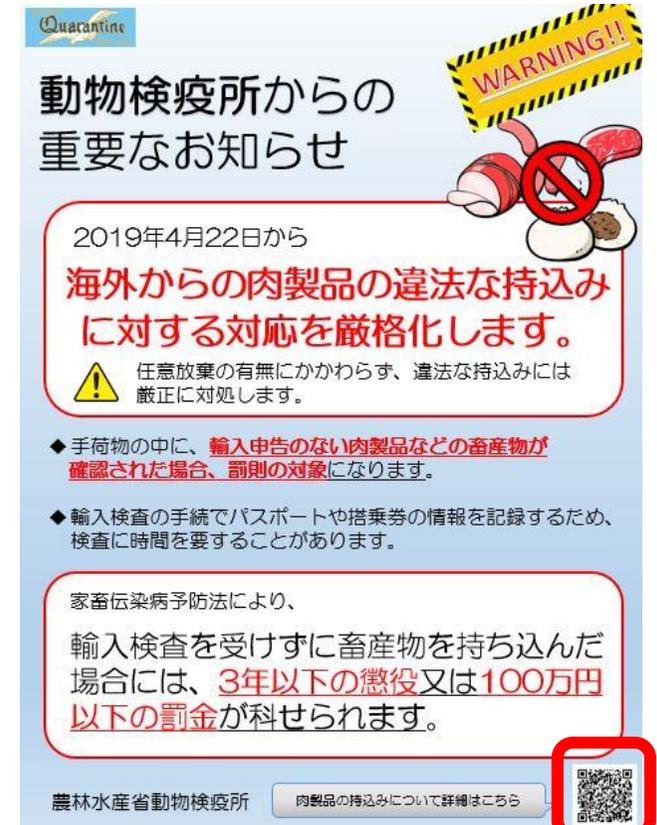
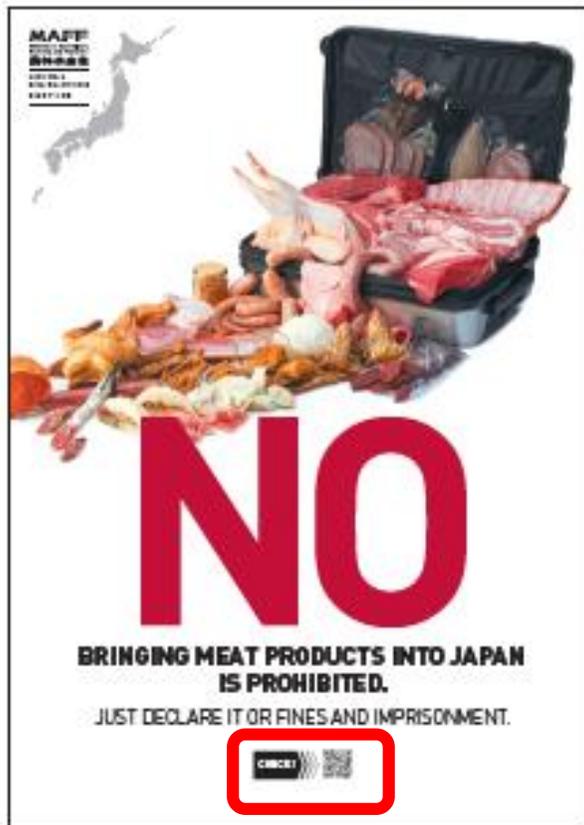
検疫探知犬による探知活動

3 農場に入れさせない

- 野生イノシシ対策を見据えたごみ対策の協力依頼
 - ・ 環境省及び国交省を通じて、野生動物がいるような公園でのごみ対策の協力依頼を自治体、関係部局等に通知
- 食品原料に由来する飼料の加熱について都道府県や生産者団体等を通じて農家に徹底

動物検疫に関する多言語広報ポスター

- 海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないことを国内外に広く周知するため、職員が広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるように、各ポスターにはQRコードを添付。



日本における動植物検疫探知犬の概要

○ 動植物検疫探知犬は、旅客の手荷物の中から動植物検疫の対象となるものを嗅ぎ分けて発見し、畜産物や農産物の不正持込の摘発に貢献。
 ※全国で検疫探知犬36頭を導入(ビーグル34頭、ラブラドル・レトリバー2頭)



新千歳空港



ナイトロ (♂) ロキシー (♀)

成田国際空港



ティナ (♀) ギャリー (♂) タリー (♂) ジャグ (♂) メグ (♀) ボタン (♀) ピーチ (♀) ジン (♂) ビス (♀)

東京(羽田)国際空港



バックー (♂) ニール (♂) ダブ (♀) フジ (♂) ルイ (♀) マリー (♀)

関西国際空港



セシル (♂) ポウ (♂) アルバート (♂) バイユー (♂) タロウ (♂) ラン (♀) サプロウ (♂)

静岡空港



ソラ (♀)

中部国際空港



ハンター (♂) リトルマン (♂) ユズ (♀)

福岡空港



タンク (♂) アリーシャ (♀) ジロウ (♂)

鹿児島空港



モモ (♀)

那覇空港



シーザー (♂) ラスティー (♂)

川崎東郵便局



ハーパー (♀) ビーン (♀) 32

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からASF、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離



- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化

JITCO 公益財団法人 国際研修協力機構

HOME | 技能実習制度・「研修」 | 事業紹介

広報・啓発活動 | JITCOについて

お知らせ

[日本への肉製品の持ち込みなどについて](#)

2016年2月5日
日本への肉製品の持ち込みなどについて、農林水産省動物検疫所より、以下のとおり注意喚起、周知に関する依頼がありました。監理団体及び実習実施機関各位におかれましても、十分ご対応をお願い申し上げます。



モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等
検査期間：2015年6月～2019年10月（総検査検体数1300件^(*)）

| 搭載国 | 畜種 | 分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性) | 調査時期 |
|-------|-----|----------------------|-------------|
| 中国 | あひる | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株) | 2015年度 |
| | | 鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株) | |
| | | 鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株) | |
| | 鶏 | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株) | |
| | | 鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株) | |
| | | 鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株) | |
| 台湾 | | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株) | |
| フィリピン | | ニューカッスル病ウイルス(1株) | |
| 中国 | あひる | 鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株) | 2016年度 |
| ベトナム | 鶏 | ニューカッスル病ウイルス(1株) | |
| 中国 | | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株) | |
| ベトナム | | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株) | |
| 中国 | あひる | 鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株) | 2017年度 |
| 台湾 | | 鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株) | |
| | 鶏 | 鳥インフルエンザウイルスH6N1(1株) | |
| 中国 | あひる | 鳥インフルエンザウイルスH7N3(1株) | |
| | | 鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株) | |
| | | 鳥インフルエンザウイルスH5N2(1株) | |
| ベトナム | 鶏 | 鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株) | |
| 中国 | | 豚 | ASFウイルス(2株) |

★注目情報★

- 中国・ベトナムから持ち込まれた携帯品83件から、ASFウイルスの遺伝子を検出
(2019年11月29日現在)
- うち、2019年1月に中国から持ち込まれたソーセージ2件からASFウイルスを分離



豚肉ソーセージ
(北京から新千歳空港)



自家製餃子
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(延吉から関西空港)



自家製ソーセージ
(青島から中部空港)



ソーセージ
(上海から中部空港)



ソーセージ
(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品
(ハノイから成田空港)

^(*) 2019年10月までに検査終了した検体数

畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化

2019年4月22日から、畜産物の違法な持込みに対する対応を厳格化

- 違反者に警告書を発出するとともに、違反事例をデータベース化
- 自己消費用やお土産用であっても、悪質性が高い場合には警察に通報又は告発

Quarantine

動物検疫所からの
重要なお知らせ

2019年4月22日から
**海外からの肉製品の違法な持込み
に対する対応を厳格化します。**

⚠ 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、**輸入申告のない肉製品などの畜産物が
確認された場合、罰則の対象**になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、
輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ
場合には、**3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金**が科せられます。

農林水産省動物検疫所 [肉製品の持込みについて詳細はこちら](#)



告 告 書

No. _____
年 月 日

国 籍： _____
生 年 月 日： _____
パスポート No.： _____
personal Id. No.： _____

農林水産省動物検疫所○○支所（山口出張所）
家畜防疫官 _____ 印

貴殿は、年 月 日、別記の畜産物等について、日本国内に不正に持ち込みました。このことは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）第36条第1項又は法第37条第1項に違反する行為に該当するため、改めて日本の法律を遵守し、二度と輸入が禁止された畜産物等を持ち込まないよう強く要請します。

今後、貴殿が不正に畜産物等を日本国内に持ち込んだ場合、刑事処罰を求めて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく検挙（告発）等を行うことがありますので、十分留意して下さい。

農林水産省動物検疫所 ○○支所（山口出張所）
住所： _____
電話： _____ FAX： _____

※ 「輸入禁止表」を添えて2回（往來、カーボン複写）を作成し、検印を付し、1回（カーボン複写）を郵送でお知らせいたします。

私は、法第36条第1項（輸入禁止）又は法第37条第1項（輸入のための検査証明書の添付）及び法第40条第1項（輸入検査）に違反し、年 月 日、別記の畜産物等を日本国内に持ち込みました。

今回、家畜防疫官から、法第1条（目的）、法第36条第1項、法第37条第1項、法第40条第1項及び関連する規定（対象地域・畜産物の内容等）のほか、法第62条に基づく刑事罰の内容（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）について説明を受け、その目的に関わらず（自己消費目的であっても）、畜産物等を持ち込みは違法行為に当たり処罰されることを理解しました。今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まないことを誓約します。

警告書を厳かに受領しました。

受領日： _____ 年 月 日
入国手段： _____
郵便名： _____
住所（日本滞在先住所）： _____
滞在期間： _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日
氏 名： _____
電話番号： _____
目 録： _____

【警告書の内容】

- 違法行為に該当し、二度と輸入禁止物を持ち込まないよう要請。今後、不正に持ち込んだ場合は告発等の措置を執ることがある旨警告。
- 違法行為に該当することを理解し、今後、二度と輸入禁止物等を持ち込まない旨を誓約。

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病の発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準

- 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 衛生管理区域の設定
 - 徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - 必要のない者の立入りの制限
 - 消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - (豚)生肉を含む飼料は十分に加熱
- 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - 給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - (鶏)防鳥ネット等の整備
 - 家畜・家さんの死体の保管場所への野生動物の侵入防止
- 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - 畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - 毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - 家畜・家さんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 埋却地の確保等
 - 埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
- 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - 入場者に関する記録の作成・保管
- 大規模所有者に関する追加措置
 - 家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - 通報ルールの作成

※下線部は直近の改正(平成29年2月)で一部追加した項目

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止
- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告

都道府県による取組

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導・助言

勧告

命令

罰則

基準を遵守しない場合は

※家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員(家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員)を養成するとともに(平成20年度～)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度～)。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度～)。 ※民間認証機関は2団体(平成31年3月現在)

農場HACCP認証に向けた取組



農場HACCP認証マーク

農場指導員 ※

約2,900名(平成30年3月時点)

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

農家毎の実施マニュアル作成

- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等)
- ・危害分析(HA)
- ・重要管理点(CCP)の設定
- ・実施マニュアルの作成

【衛生管理ガイドライン】

HACCPの考え方に基づき、危害を制御又は減少させる手法について畜種ごとに設定。

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

衛生管理ガイドラインのうち、鶏卵のサルモネラ汚染をコントロールするための指針。

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

HACCP方式取組農家

取組農家戸数: 5,210 (平成30年3月時点)

消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

農場HACCP認証農場(1/3) (乳用牛、肉用牛)

令和元年年12月4日現在

乳用牛：32農場
肉用牛：60農場
乳用牛・肉用牛：2農場
養豚：146農場
養鶏(採卵)：66農場
養鶏(肉用)：15農場

合計：321農場

* 下線の農場が今回追加分

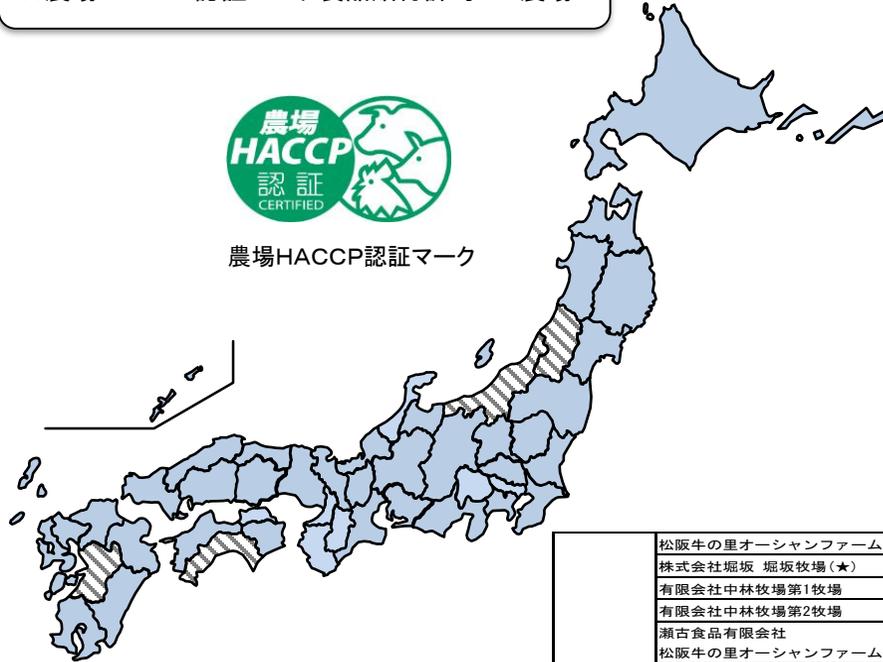
<乳用牛:32農場>

| | |
|------|--------------------|
| 北海道 | 有限会社藤井牧場(◎) |
| | 及川牧場 |
| | 株式会社ノベルズデーリーファーム |
| | 株式会社Kaln角山(◎) |
| | ひらかわ牧場 |
| | 小野寺牧場 |
| | 株式会社CONNECT |
| | 株式会社TAGSしべちゃ |
| | 株式会社学林ファーム |
| | 岩手県 |
| 新潟県 | <u>株式会社神田酪農</u> |
| 山形県 | 濱田牧場 |
| | 今牧場 |
| 群馬県 | 有限会社井上牧場 |
| | 有限会社増茂デイリー |
| | 須藤牧場 |
| | 株式会社グローリーデーリーファーム |
| | <u>有限会社ふい小菅牧場</u> |
| 埼玉県 | 株式会社i-Milk Factory |
| 千葉県 | 皆川牧場 |
| | 株式会社近藤牧場(◎) |
| 神奈川県 | 株式会社雪印こどもの国牧場 |
| | 有限会社石田牧場 |
| 長野県 | 株式会社長門牧場 |
| 静岡県 | 佐野牧場 |
| | 柴田牧場 |

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体 :118農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可:18農場



農場HACCP認証マーク



| | |
|-----|---------------------------|
| 鳥取県 | 有限会社岸田牧場(★) |
| 岡山県 | 公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第2牧場) |
| | 公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第1牧場) |
| | 有限会社安富牧場 |
| | 株式会社あさなべ牧場 |
| 大分県 | 有限会社安養寺牧場 |

| | |
|------|--|
| 三重県 | 松阪牛の里オーシャンファーム(◎) |
| | 株式会社堀坂 堀坂牧場(★) |
| | 有限会社中林牧場第1牧場 |
| | 有限会社中林牧場第2牧場 |
| | 瀬古食品有限会社 |
| | 松阪牛の里オーシャンファーム第三牧場(◎) |
| | 株式会社長太屋松阪牧場(★)(◎) |
| | 有限会社三重カドワキ牧場(★) |
| | 有限会社伊藤牧場 |
| | 株式会社三重加藤牧場明和牧場 |
| | 三重萩牧場 |
| | 有限会社竹内牧場 |
| | <u>西岡畜産</u> |
| 滋賀県 | 有限会社澤井牧場第2牧場(◎) |
| 鳥取県 | おぐら畜産農場 |
| 徳島県 | 農事組合法人長峯肉牛生産組合(◎) |
| 熊本県 | 株式会社矢岳牧場 |
| 大分県 | 株式会社ゆいん牧場久住高原都野牧場 |
| 宮崎県 | 有限会社中林牧場児湯支場(◎) |
| | 安楽畜産株式会社鹿取牧場(◎) |
| | 安楽畜産株式会社永野牧場 |
| | <u>有限会社うしちやんファーム第五肥育センター うしちやんセンター高須曾</u> |
| | <u>有限会社うしちやんファーム第二肥育センター うしちやんセンター石巻本田</u> |
| 鹿児島県 | 有限会社野村畜産不申農場 |
| | 農業生産法人みらいファーム株式会社志布直富農場(◎) |
| 長崎県 | 有限会社福永畜産 第2農場 |
| | 株式会社野元牧場 箱崎支場 |

<乳用牛・肉用牛:2農場>

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 山形県 | 山形県立農林大学校 |
| 熊本県 | <u>菊池地域農業協同組合キャトルブリーディングステーション事業所</u> |

<肉用牛:60農場>

| | |
|------|--------------------------------------|
| 北海道 | サロマ牛肥育センター株式会社(◎) (トップファームグループ) |
| | 株式会社向陽畜産 |
| | 有限会社コスモス(★) |
| | 株式会社トップファーム(◎) (トップファームグループ) |
| | パシフィックファーム株式会社(◎) (トップファームグループ) |
| | 株式会社大野ファームグループ(◎) |
| | 株式会社ホクチクファーム標茶分場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム白老牧場(◎) |
| | 有限会社長沼ファーム 本場(◎) |
| 宮城県 | 有限会社蔵王高原牧場宮城蔵王牧場 (高橋畜産グループ) |
| | 有限会社蔵王高原牧場川崎育成牧場 (高橋畜産グループ) |
| 山形県 | 有限会社スカイファームおざき芦沢農場(◎) |
| | 有限会社蔵王ファーム山形蔵王牧場 (高橋畜産グループ) |
| | 有限会社蔵王ファーム米澤農場 (高橋畜産グループ) |
| | 有限会社蔵王ファーム山形第2農場 (高橋畜産グループ) |
| | 株式会社和農産(★) |
| | 有限会社水上畜産 |
| | <u>株式会社米澤佐藤畜産生産部理想肥育研究所 姫城中川ファーム</u> |
| 栃木県 | 株式会社イソシンファーム |
| | 株式会社敷島ファーム那須第1牧場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム那須第2牧場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム那須第3牧場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム那須第4牧場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム那須第5牧場(◎) |
| | 株式会社野村牧場 |
| | 株式会社佐藤牧場 |
| 群馬県 | 有限会社島山牧場(◎) |
| 千葉県 | 株式会社IIZASA牧場 |
| | 株式会社御子畜産 |
| | 岩淵義徳牧場(左京農場) |
| 神奈川県 | 石井牧場 |
| 長野県 | 牧舎みねむら(★) |
| | 有限会社小田切牧場東部 |

農場HACCP認証農場(2/3) (養鶏(採卵)、養鶏(肉用))

令和元年年12月4日現在

乳用牛：32農場
肉用牛：60農場
乳用牛・肉用牛：2農場
養豚：146農場
養鶏(採卵)：66農場
養鶏(肉用)：15農場

合計：321農場

* 下線の農場が今回追加分

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：118農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：18農場



農場HACCP認証マーク



<養鶏(肉用):15農場>

| | |
|-----|---|
| 岩手県 | 株式会社オヤマ名木沢農場 株式会社オヤマ名木沢第二農場 |
| 山形県 | 株式会社アイオイ鶴ヶ平ファーム 株式会社アイオイ 観音寺ファーム・ミノ平ファーム |
| 群馬県 | 群馬農協チキンフーズ株式会社北橋農場 |
| 千葉県 | 丸トボートリー食品株式会社椎名農場 <u>株式会社秀鶏園森戸農場</u> |
| 愛知県 | 丸トボートリー食品株式会社 |
| 徳島県 | 株式会社イシイフーズ脇町農場 オランダ農業協同組合ひまわり農場 貞光食糧工業株式会社大久保農場 |
| 福岡県 | 農事組合法人福栄組合金剛農場 |
| 佐賀県 | 株式会社中島鶏園太良農場 |
| 宮崎県 | 株式会社熊田原工務店こっこ家くまちゃん 株式会社久都みやざき久米田農場 |

| | |
|------|---|
| 鳥取県 | 有限会社小川養鶏場 |
| 島根県 | 木次ファーム |
| 山口県 | 有限会社よしわエッグファーム |
| 愛媛県 | JAえひめフレッシュフーズ株式会社菅沢育成場 愛媛飼料産業株式会社菊間ファーム |
| 福岡県 | 有限会社福岡ファーム(★) 株式会社平野養鶏場福岡本場 <u>青柳養鶏場</u> |
| 熊本県 | 株式会社ココファーム |
| 大分県 | 有限会社大分ファーム鹿鳴越高原農場 JAうすきたまごファーム株式会社臼杵農場 |
| 宮崎県 | 新富エッグシステム株式会社18農場(◎) 株式会社アクラス 柳ノ上成鶏農場 |
| 鹿児島県 | 有限会社松原養鶏場仁田尾成鶏農場 南九州エッグシステム株式会社歌ヶ山農場(◎) 南九州エッグシステム株式会社末吉農場(◎) |

<養鶏(採卵):66農場>

| | |
|-----|---|
| 北海道 | 株式会社ホクリヨウ札幌農場(◎) 株式会社ホクリヨウ北見農場 株式会社ホクリヨウ十勝農場 株式会社ホクリヨウ登別農場 株式会社ホクリヨウ千歳農場(◎) 有限会社北海道種鶏農場白老農場 有限会社北海道種鶏農場社台農場 株式会社グランファーム竹浦農場 有限会社ノーステック白老育成場 北海スターテック株式会社白老農場 |
| 青森県 | カワケンポトリー <u>東北養鶏株式会社</u> |
| 岩手県 | 株式会社アーク牧場事業部農牧部 株式会社第一ポトリーファーム盛岡農場(◎) 株式会社第一ポトリーファームはまなす農場(◎) |
| 宮城県 | イセファーム東北株式会社色麻農場(◎) |
| 秋田県 | 株式会社中桑たまご秋田農場(◎) 有限会社藤原養鶏場 |
| 山形県 | <u>株式会社山田鶏卵 山田ガーデンファーム</u> |
| 茨城県 | 有限会社つくばファーム(◎) 有限会社ナリタファーム 株式会社エッグドリーム八千代農場 千葉丸ト販売株式会社水戸北部農園 有限会社都路ファーム馬立農場 |
| 栃木県 | 有限会社磯ヶ谷養鶏園 大田原農場 |
| 群馬県 | ユキヒラ・エッグ(◎) 有限会社丸一養鶏場本社農場(◎) 有限会社丸一養鶏場今市農場 |
| 埼玉県 | 株式会社愛鶏園楢挽農場 株式会社愛鶏園針ヶ谷農場 株式会社愛鶏園深谷農場 株式会社愛鶏園岡部農場 |
| 千葉県 | 株式会社パートナーズ木更津農場(◎) 奈良養鶏園 株式会社秀鶏園豊里農場 株式会社横浜ファーム君津農場 千葉エッグファーム有限会社 |
| 富山県 | 有限会社床鍋養鶏五郎丸農場 有限会社床鍋養鶏南砺農場 |
| 長野県 | 農事組合法人会田共同養鶏組合本場(★)(◎) |
| 岐阜県 | 株式会社ダイシンエッグ中津川農場 株式会社クレスト瑞浪農場 |
| 愛知県 | 有限会社富田養鶏場七根農場 有限会社知多エッグ 有限会社アツミファーム新城農場 株式会社クレストジャパンホールディングス 大草農場 |
| 三重県 | 有限会社伊勢農場 有限会社せせらぎ 地主共和紹介第一農場 |
| 京都府 | 有限会社グリーンファームソーゴ(◎)(★) |

農場HACCP認証農場(3/3) (養豚)

令和元年年12月4日現在

乳用牛： 32農場
肉用牛： 60農場
乳用牛・肉用牛： 2農場
養豚： 146農場
養鶏(採卵)： 66農場
養鶏(肉用)： 15農場

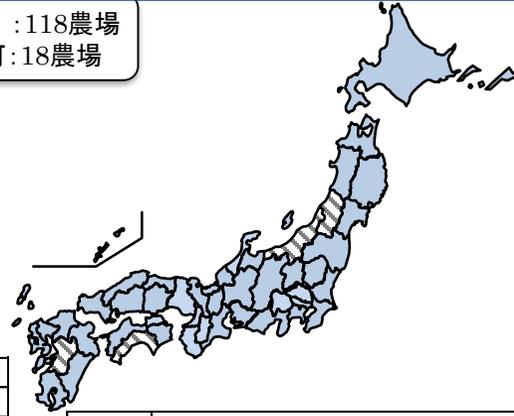
合計： 321農場

* 下線の農場が今回追加分

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体 :118農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可:18農場



農場HACCP認証マーク



<養豚:146農場>

| | |
|------|--|
| 兵庫県 | 有限会社高尾牧場 |
| 広島 | ファロスーム株式会社 西城農場 ファロスーム株式会社 西城農場 |
| 高知県 | <u>農事組合法人平野協同畜産</u> |
| 佐賀県 | 有限会社永洲ファームリンク黒金農場 有限会社永洲ファームリンク風配農場 |
| 熊本県 | 熊本興畜株式会社本社農場 有限会社高森農場 株式会社佐々牧場第1農場 株式会社佐々牧場第2農場 有限会社コーシン阿蘇大津農場 有限会社富田ファーム |
| 大分県 | 有限会社福田農園 有限会社九重ファーム 有限会社中川スウィンファーム肥育農場 |
| 宮崎県 | 有限会社香川畜産第一農場(★) 有限会社香川畜産第二農場 有限会社第一飼料西都農場 株式会社ナンテックファーム守山細田農場 |
| 鹿児島県 | 南日本畜産株式会社繁殖センター 南日本畜産株式会社肥育センター 有限会社環境ファーム(◎) 南州農場株式会社佐多農場(◎) 農事組合法人霧島高原純粋黒豚牧場 南州農場株式会社根占農場(◎) 株式会社シムコ鶴田事業所 株式会社シムコ阿久根事業所 南州農場株式会社AIセンター(◎) 有限会社仮屋ファーム(◎) 有限会社環境ファーム黒豚肥育農場匠の郷(◎) 有限会社大成畜産中村農場 |
| 沖縄県 | 株式会社沖縄県食肉センター生産部数久田農場 株式会社農業生産法人くにかみ畜産繁殖農場 株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第1農場 株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第2農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜もとぶ第一農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜もとぶ第二農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜平良農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜大宜味農場 |

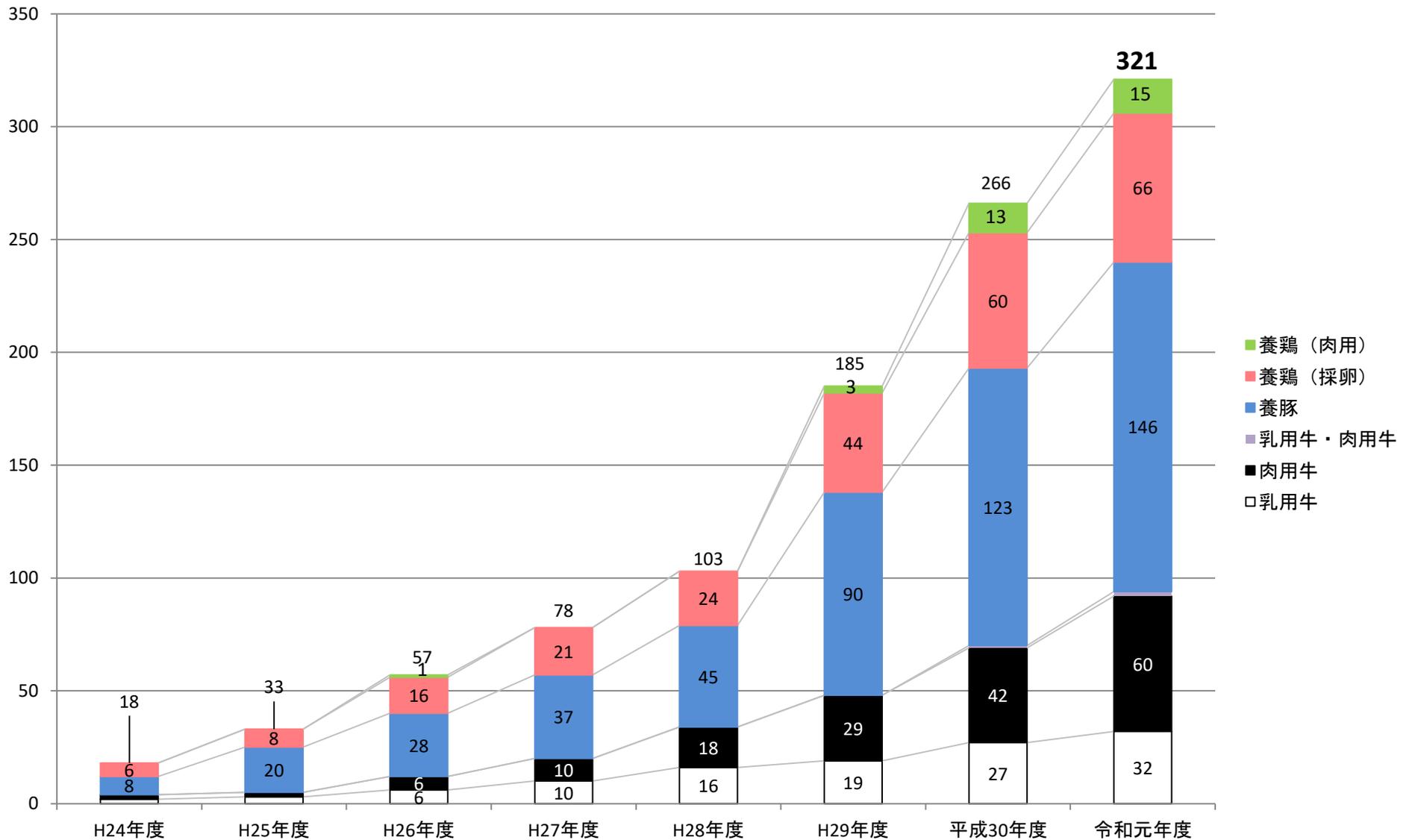
| | |
|------|---|
| 茨城県 | 有限会社山西牧場 有限会社中村畜産(◎) 有限会社山野商事(★) 株式会社広沢ファーム 有限会社アイファーム 久慈農場 <u>竹熊農場</u> |
| 栃木県 | 農事組合法人今市ファーム 株式会社石崎ティアアイファーム |
| 群馬県 | 株式会社大平牧場(フリーデングループ)(◎) 株式会社フリーデン製木農場(◎) 株式会社フリーデントカナラ農場(◎) 下仁田ミート株式会社安中牧場 利根沼田ドリームファーム株式会社 群馬県立勢多農林高等学校 有限会社ほそや 株式会社 林牧場 新里農場 株式会社 林牧場 新里農場 株式会社 林牧場 富士見農場 |
| 埼玉県 | 有限会社 松村牧場 株式会社埼玉種畜牧場鳩山牧場 |
| 神奈川県 | 農事組合法人打戻種豚組合(◎) 有限会社 門倉種豚場 有限会社 臼井農産 |
| 富山県 | 株式会社シムコ八尾GGPセンター |
| 福井県 | 有限会社睦美ファーム |
| 長野県 | 有限会社中村ファーム 株式会社あずみ野エコファーム |
| 岐阜県 | 有限会社ロッセ農場 |
| 愛知県 | 株式会社春野コーポレーション育種改良事業部 有限会社石川養豚場(◎)(★) |
| 三重県 | 有限会社一志ビックファーム 有限会社クボタビッグファーム(◎)(★) |

| | |
|-----|---|
| 北海道 | 有限会社下山農場 有限会社ブライトビック千葉・黒潮農場 有限会社ブライトビック千葉飯岡農場 有限会社ブライトビック第一農場 有限会社ブライトビック第二農場 有限会社小堀屋畜産本農場(◎) 有限会社東海ファーム第1・2肥育農場 豊橋飼料株式会社種豚センター 有限会社小堀屋畜産第二農場(◎) 有限会社小堀屋畜産銚子農場(◎) 有限会社比留川畜産 有限会社伊藤養豚磯敷肥育農場 有限会社ATSUTA野手農場 有限会社藤崎農場 農事組合法人千葉アグリ(◎) 宝理養豚肥育農場 株式会社シムコ館山事業所 高森養豚 株式会社スタービッグファーム東今泉肥育農場 千葉県畜産総合研究センター養豚エリア 木内養豚 小長谷養豚 愛東ファーム株式会社東庄肥育農場 飯田養豚 高橋養豚肥育農場 有限会社ビギージョイ 第3農場 有限会社ブライトビック千葉銚子農場 鈴木養豚 株式会社ユウアイ肥育農場 有限会社ブライトビック千葉OP農場 <u>株式会社ジェリーボンズ多古農場</u> <u>有限会社アリアトリックサイエンス・在田農場</u> <u>有限会社片岡畜産</u> |
| 千葉県 | 有限会社シムコ八尾GGPセンター |
| 静岡県 | 株式会社マルス農場 |
| 新潟 | 川作ファーム株式会社本場 |

| | |
|-----|--|
| 北海道 | 有限会社ビクトリーポーク長沢農場 有限会社ビクトリーポーク樽前農場 有限会社西原ファーム 有限会社道南アグロ森農場(◎)(★) 有限会社富樫オークファーム 株式会社ドリームポーク(◎) 辻野ポーク有限会社(◎) 株式会社ほべつすわいん トントス浜中株式会社C 有限会社浅野農場(C) 有限会社中多寄農場 白山農場 有限会社高橋畜産(◎) おおよファーム株式会社(◎) 株式会社十勝野ポーク(◎) |
| 青森県 | 株式会社三沢農場三沢肥育農場 株式会社やまはた柏木農場 株式会社木村牧場(◎) 飯田養豚場 |
| 岩手県 | みなみよーとん株式会社 (フリーデングループ)(◎) 株式会社フリーデン大東農場(◎) 株式会社アーク花泉農場(◎) 株式会社アーク藤沢農場(◎) 株式会社三沢農場 久慈繁殖農場 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場 株式会社いわて清流ファーム |
| 宮城県 | 株式会社サイボク東北牧場(◎) 株式会社シムコ岩出山事業所 株式会社AGRI PRIME <u>株式会社栗原農場高清水農場</u> <u>株式会社栗原農場片馬合農場</u> |
| 秋田県 | 有限会社森吉牧場(フリーデングループ)(◎) ファームランド(◎) 十和田湖高原ファーム(◎) ポークランド(◎) パイオランド(◎) 株式会社シムコ大館GGPセンター |
| 山形県 | 株式会社大商山牧場米の娘ファーム 有限会社山口畜産 |
| 福島県 | 株式会社木野内ファーム(◎) 株式会社フリーデン都路牧場 |

HACCP認証取得農場数の推移

令和元年年12月4日現在



動物衛生に関する国際連携

- ・高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)等の越境性動物疾病(TADs)や薬剤耐性(AMR)対策は、国際的な協力関係が不可欠であるという共通認識のもと、首脳間の共同声明やG7の枠組みで獣医当局間や研究所間の協力の重要性を指摘。
- ・また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、東アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

首脳間の共同声明

- **デンマーク**(2014年3月3日)
 - 動物衛生等の分野で当局間、民間企業、研究機関間の協力の拡大の重要性を強調
- **ポーランド**(2015年2月27日)
 - 獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- **中国、韓国**(2015年11月1日)
 - TADsに対処していくため協力が不可欠
- **ウルグアイ**(2015年11月6日)
 - TADsに対する獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- **アルゼンチン**(2017年5月19日)
 - 口蹄疫等の越境性動物疾病に関する獣医当局及び国立獣医研究機関間の協力の進展を支持

G7の協力枠組み

- **G7首席獣医官フォーラム**
 - 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき、第1回フォーラムを東京で開催(2016年11月)
 - 第2回フォーラムはローマで開催(2017年10月)
 - 抗菌剤の治療目的での使用や責任ある慎重な使用に関する定義について合意
 - 鳥インフルエンザの防疫及びサーベイランスの強化に関するG7首席獣医官取りまとめ文書に合意
 - サイドイベント「高病原性鳥インフルエンザ世界会議」を開催

日中韓の協力

- **FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム**
 - 2011年から毎年、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施(2018年(第8回)は6月に韓国で開催)
- **越境性動物疾病への対応に関する協力**
 - 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(2015年9月)に基づき、情報共有等の協力を推進
- **出入国旅客の携帯品検査等の協力強化**
 - 日中当局間の副局長級で「出入国旅客の携帯品及び郵便物検査協力強化に関する覚書」に仮署名(2017年11月)

獣医研究所間のMOU締結

- **農研機構 動物衛生研究部門(日本)** 
(2016年3月以前は、動物衛生研究所)
 - ⇔2012年10月 農林畜産検疫本部(韓国)
 - ⇔2016年 3月 蘭州獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年 3月 哈爾濱獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年12月 ロシア連邦動物衛生センター(ロシア)

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(令和元年12月2日現在)

| 品目 | | 国・地域 | 貿易量(平成30年) |
|---------|--------------|--|----------------|
| 牛肉 | | カンボジア、香港、台湾、米国、シンガポール、EU、タイ、マカオ、ラオス、タジキスタン、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、フィリピン、豪州、UAE、インドネシア、スイス、ロシア、ニュージーランド、カタール、ミャンマー、バーレーン、モンゴル、アルゼンチン、ブラジル、バングラデシュ、ウルグアイ等 | 3,560トン(247億円) |
| 豚肉 | | 香港、マカオ、シンガポール、カンボジア、ベトナム、タイ等 | 2,228トン(11億円) |
| 家きん肉 | | 香港、カンボジア、ベトナム、シンガポール、EU等 | 9,657トン(20億円) |
| 殻付き家きん卵 | | 香港、シンガポール、台湾、米国、韓国、EU※1、マカオ等 | 5,861トン(15億円) |
| 乳製品 | LL牛乳 | 香港、台湾、シンガポール、タイ、EU※1等 | 4,966トン(11億円) |
| | チーズ | 台湾、ベトナム、香港、タイ、EU※1等 | 835トン(12億円) |
| | 育児用粉乳 | ベトナム、台湾、香港等、EU※1等 | 5,758トン(86億円) |
| | アイスクリームその他氷菓 | 台湾、中国、シンガポール、香港、米国、タイ、韓国、EU※1等 | 5,612トン(36億円) |
| 牛皮 | | タイ、韓国、香港、ベトナム、インド、台湾等 | 9,937トン(13億円) |
| 豚皮 | | タイ、韓国、ベトナム、カンボジア、香港等 | 64,573トン(66億円) |

2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

資料:財務省「貿易統計」

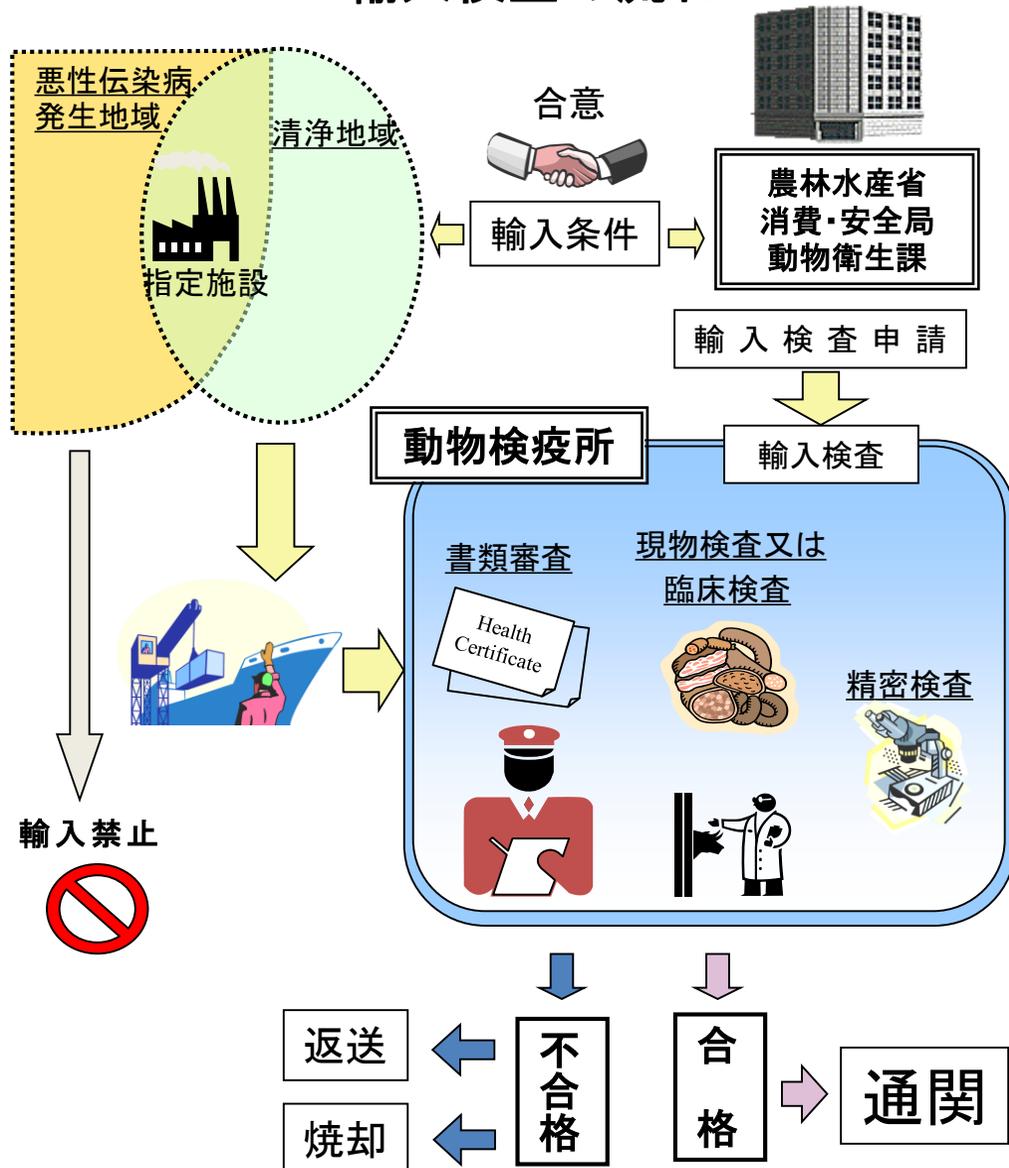
- 牛肉:中国、韓国、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ
- 豚肉:EU、米国、中国、台湾※2、韓国、フィリピン、メキシコ
- 家きん肉:米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、モンゴル、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、パキスタン、UAE
- 家きん卵:ロシア、中国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、UAE
- 乳・乳製品:中国 ○牛・豚原皮:中国、台湾※2

※1 今後、厚生労働省が施設認定のための手続きを定める予定

※2 岐阜県におけるCSFの発生を受けて、台湾は日本全国からの豚肉、豚皮等の輸入を停止中

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

| | 輸入 | 輸出 |
|-----------------------------------|-----------------|--------|
| 牛・豚などの偶蹄類の動物 | 15日 | 7日 |
| 馬 | 10日 | 5日 |
| 鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びびかも類 | 10日 | 2日 |
| 初生ひな | 14日 | 2日 |
| 犬等 | 12時間以内 ～180日 | 12時間以内 |
| サル | 30日 | * |
| 兔など上記以外の動物 | 1日 | 1日 |

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

輸出国

日本

1. 輸出国から輸入解禁等について我が国動物検疫当局に要請

2. 動物検疫当局は質問票を作成し要請国に送付

3. 要請国は全ての質問に回答し必要な情報を動物検疫当局へ送付する。
動物検疫当局は回答を精査し必要に応じて追加質問票を作成し送付する
(ステップ2と3は案件により数回繰り返す)

4. 動物検疫当局は要請国による全ての回答がそろったことを確認

5. 動物検疫当局はすべての回答を受付け、要請国に対し受付の通知を行う

6. 現地調査の実施

7. 動物検疫当局（リスク評価チーム）はリスク評価報告書原案を作成

8. 動物検疫当局は家畜衛生部会に諮問

9. 家畜衛生部会はリスク評価結果を答申

10. 動物検疫当局はリスク評価の結果について要請国に通知

11. 家畜衛生条件について協議

12. 動物検疫当局は家畜衛生条件の締結について要請国に通知

ゾーニングを適用している国・地域たち

| 疾病、輸入対象項目 | | 適用国・地域 |
|-----------|---|---|
| AI | HPAI | 肉製品 米国(郡: 2019.12.5)、カナダ(州: 2014.12.26)、ハンガリー(県:2018.9.3)、 フランス(県: 2018.11.9)、ドイツ(州:2019.7.22)、 オランダ(家畜衛生行政単位:2019.7.22(証明書は液卵のみ締結(2019.11.25))) |
| | | 生体 米国(州2013.5.13)、カナダ(州: 2014.12.3)、ハンガリー(県: 2018.7.4)、 英国(コンパートメント: 2016.9.1) |
| | LPAI | 肉製品 米国(半径10km: 2014.8.22)、カナダ(州: 2004.3.24)、 ドイツ(州:2016.3.7)、オランダ(家畜衛生行政単位: 2017.5.30)、 フランス(県: 2009.11.24)、ブラジル(州: 2011.7.29)、メキシコ(州: 2005.3.1) |
| | | 生体 アメリカ(州: 2002.2.25?)、カナダ(州: 2006.7.7)、 オランダ(家畜衛生行政単位: 2017.4.18)、フランス(県: 2009.11.24)、 英国(州:2006.5.24) |
| CSF | 肉製品 メキシコ(州: 2000.9.29)、ブラジル(サンタ・カタリーナ州: 2013.5.24)、 ドイツ(州: 2008.5.16)、ベルギー(県: 2003.12.17)、フランス(県: 2002.12.24)、 ハンガリー(県: 2007.3.27) | |
| | 生体 なし | |
| FMD | | ブラジル(サンタ・カタリーナ州: 2013.5.24)、 アルゼンチン(パタゴニア地方: 2018.6.27) |

参 考 资 料

我が国における家畜防疫体制

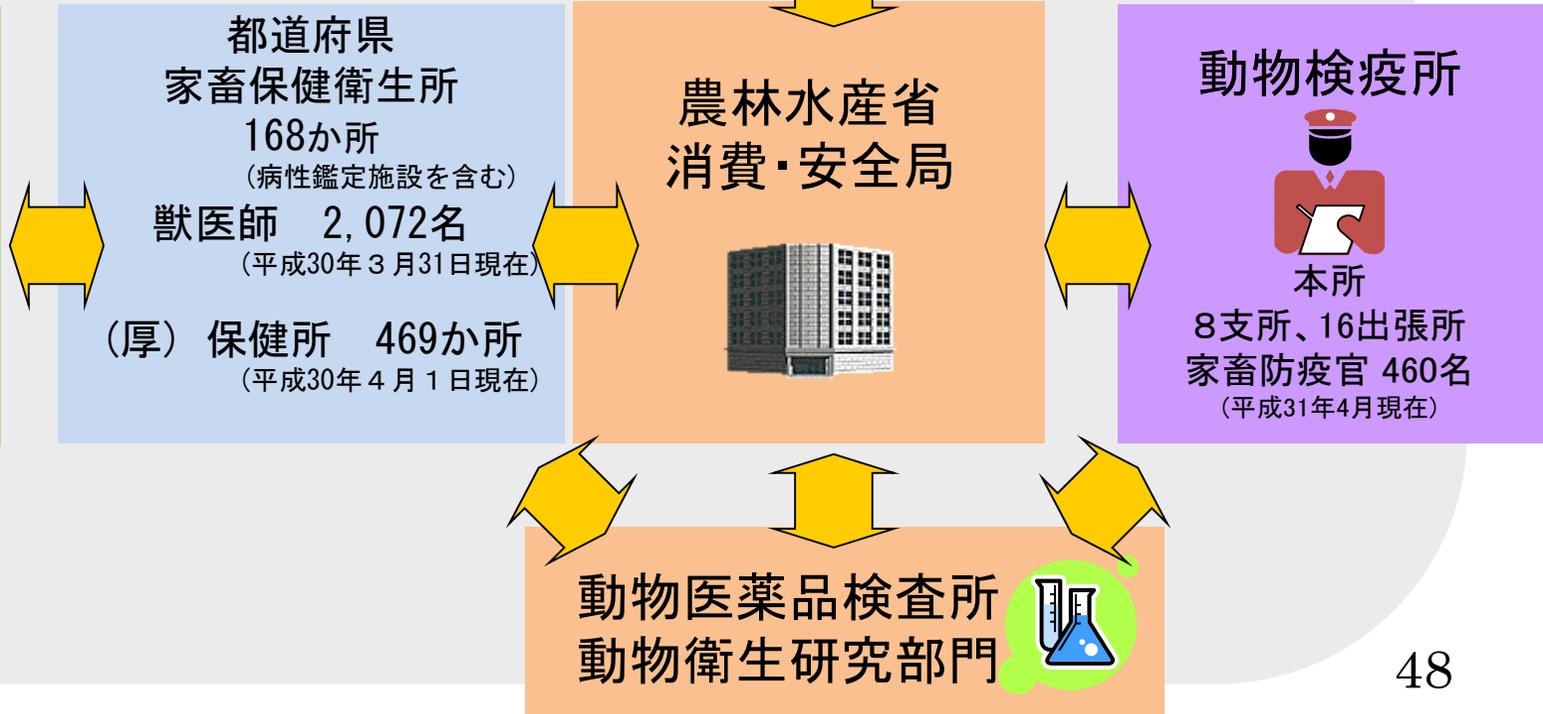
- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



○ I E 等の国際機関 

【我が国の家畜飼養状況】

| | | |
|-------------|-------|--------|
| 肉用牛 | 4万8千戸 | 251万頭 |
| 乳用牛 | 1万6千戸 | 133万頭 |
| 養豚 | 45百戸 | 919万頭 |
| 採卵鶏 | 22百戸 | 1億8千万羽 |
| ブロイラー | 23百戸 | 1億4千万羽 |
| 平成30年2月1日現在 | | |



動物検疫の取組

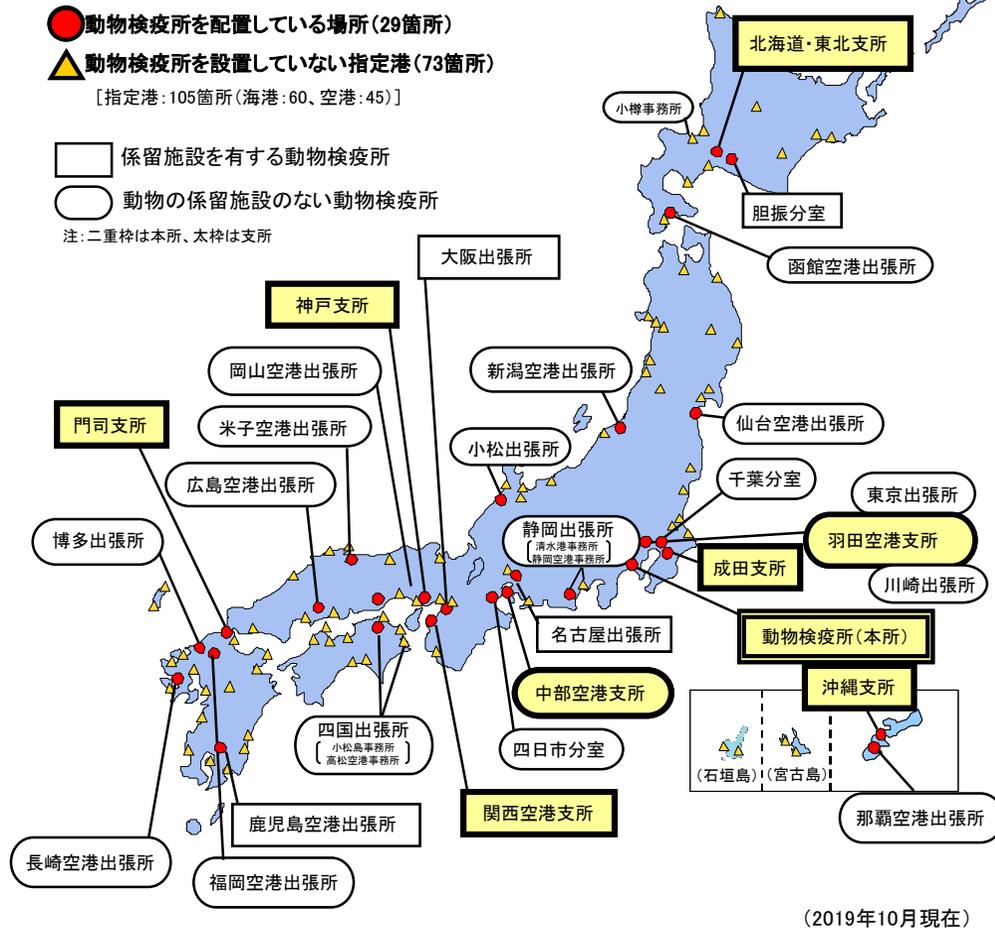
(1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾患の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾患の侵入防止

(2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に8支所・18出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】



【家畜防疫官数、機関数の推移】

| 年度 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 家畜防疫官数(人) | 369 | 372 | 373 | 376 | 394 | 402 | 416 | 435 | 460 | 481 |
| 機関数(か所) | 24 | 24 | 24 | 24 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 27 |

注:定員は年度末定員。

ASFに対する国際協力について

- ASFは、欧州のみならず、昨年8月にアジアで初めて中国で感染が確認され、その後、本年1月から3月にかけてモンゴル、ベトナム、カンボジアで、5月には香港、北朝鮮で、6月にはラオスで、8月にはミャンマーで、さらに9月にはフィリピンで感染が確認されるなど、アジアでの感染が拡大。
- ASFの発生の拡大・まん延防止は国際的に協力して対応すべき課題であり、国際獣疫事務局(OIE)や国連食糧農業機関(FAO)などの国際機関の主導のもと、関係国が連携・協力することにより、ASFの発生拡大・まん延防止を図り、各国への侵入リスクを低減。

○ G20新潟農業大臣会合

- ・ 2019年5月11日～12日、吉川農林水産大臣を議長として開催されたG20新潟農業大臣会合において、国際獣疫事務局(OIE)を含む国際機関への支援と情報共有の強化及び特にASF等の越境性動物疾病に対処するためのOIE基準の実施が重要であるとの閣僚宣言が採択。



○ G7首席獣医官会合

- ・ 2019年5月24日、第3回首席獣医官会合(フランス)において、各国におけるASFやCSFに対する防疫措置について、技術的な意見交換が実施され、ASF及びCSF対策における通報の徹底やバイオセキュリティ、サーベイランス、野生動物の管理、ワクチン、国境貿易、啓発活動等について提言。



第3回首席獣医官会合 出席者代表

参加国・機関：G7各国(日本、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、米国、カナダ)の首席獣医官、EU、OIE、国連食糧農業機関(FAO)、世界銀行から約20名が参加(我が国からは、首席獣医官である熊谷農林水産省動物衛生課長が出席)

(参考)過去の開催実績

- ・ 第1回首席獣医官会合：2016年、薬剤耐性菌(AMR)をテーマに日本(東京)で開催
- ・ 第2回首席獣医官会合：2017年、鳥インフルエンザをテーマにイタリア(ローマ)で開催



第3回首席獣医官会合 会議の様子

ASFに対する国際協力について

○ OIE等の国際機関における活動



(1) OIE総会

- ・ 2019年5月26日～31日、第87回OIE総会(フランス)において、ASFへの対応について農家等への知識啓発、農場のバイオセキュリティの強化、早期摘発等の重要性が確認され、啓発活動、バイオセキュリティの強化、透明性の確保、畜産物や動物の密輸対策、地域の連携、研究協力等に関するASF国際協力の決議が採択。

[参加国・機関: 182のOIE加盟国・地域、71の国際機関等から合計約900名が出席]

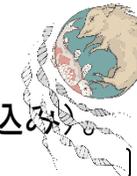


第87回OIE総会 開会式の様子
(21カ国の農業省の政務が出席)

(2) OIEアジア・極東・太平洋地域総会

- ・ 2019年9月2日から6日、仙台市で開催された第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会において、ASFに対して連携して対処することについて確認がなされるとともに、ASFへの協力強化に関する決議が採択(決議は9月末に公表される見込み)

[参加国・機関: アジア・極東・太平洋地域のメンバー、国際機関、専門家等の合計約100名が出席]



第31回OIEアジア・極東・太平洋地域総会
集合写真(1列目中央: 濱村農林水産大臣政務官)

(3) OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合

- ・ 2019年4月10日、第1回会合(中国)が開催され、定期的な会合を通じてアジア地域におけるASF対策の技術的課題を検討していくことを確認。

[参加国・機関: 日本・中国・韓国の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約40名が出席]

- ・ 2019年7月30日～31日、第2回会合を東京で開催し、発生状況と対策を共有するとともに、水際検疫やバイオセキュリティなどの技術的課題について議論を実施。

[参加国・機関: 日本、中国、韓国、ベトナム、カンボジア、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、ミャンマー、フィリピン、香港の担当官、アジア地域及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約50名が出席]



第1回OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合の様子

- ・ 2019年11月26日～28日、第3回会合(ベトナム)が開催され、発生国の詳細な疫学情報が共有されるとともに、関係機関とのコミュニケーションと啓発について議論を実施。

[参加国・機関: 日本、中国、韓国、ベトナム、モンゴル、台湾、ラオス、タイ、フィリピン、香港の担当官、アジア・オセアニア地域、ロシア及び欧州の専門家、OIE、FAO等の合計約50名が出席]



第2回OIE/FAOアジア地域ASF専門家会合
集合写真(1列目中央: 吉川農林水産大臣)

諸外国との検疫協議による輸出環境整備について

- ・ 政府の掲げる農林水産物・食品の輸出額1兆円の目標を前倒しするためには、動物疫上、輸出できる国・品目を広げ、畜産物の輸出のための環境整備を図ることが重要。
- ・ 動物検疫に係る輸出解禁については、相手国への解禁要請をした後に、相手国において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
- ・ 平成28年1月以降は、以下の国等について、輸出規制が緩和・解禁。(令和元12月現在)

シンガポール:畜産物の携行品 輸出解禁

- ・平成28年1月:
豚肉、牛肉とこれらの加工品
- ・平成28年9月:鶏卵

<主な要件>

| | | | |
|--------|-----|------|-------|
| 牛肉、豚肉等 | 国内産 | 個人消費 | 5kg以内 |
| 鶏卵 | 国内産 | 個人消費 | 30個以内 |

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易証明書(シール形式)を添付

<実績>

平成28年1月15日～令和元年10月31日
牛肉:約**6.9**億円(35トン)
豚肉:約**243**万円(0.9トン)

※動物検疫所検査実績より

台湾:牛肉の輸出解禁

- ・平成29年9月:解禁

<主な要件>

- ・厚生労働省が認定し、台湾政府当局が承認した食肉処理施設に由来すること。
- ・月齢30ヶ月未満の牛に由来すること。

<実績>

平成29年9月22日～令和元年10月31日
牛肉:約**84**億円(1351トン)
※財務省貿易統計より

オーストラリア:牛肉の輸出解禁

- ・平成30年5月:解禁

<主な要件>

- ・厚生労働省によって認定された食肉処理施設に由来すること。
- ・月齢制限なし。

<実績>

平成30年5月29日～平令和元年10月31日
牛肉:約**2.8**億円(38トン)
※財務省貿易統計より